UNIVERSITY JOURNAL

全大教時報

Vol. 40 No. 4
2016.10

戦争と学問について語る
益川 敏英 ＜京都大学 名誉教授＞
和田 肇 ＜名古屋大学大学院法学研究科 教授＞

高知大学賃下げ反対訴訟・意見書
－政府からの賃下げ要請に言いなりの対応措置を行うことは大学の自治の形骸化を示すものである－
青木 宏治 ＜高知大学 名誉教授＞

18歳が選挙権を持つ意義
本 秀紀 ＜名古屋大学大学院法学研究科 教授＞

看護師増員のために
馬田 哲次 ＜山口大学経済学部 教授＞

ローカル線で行く! フーテン旅行記(9)
－存亡の危機にあるローカル線 三江線/日高線－
大西 孝 ＜岡山大学工学部 助教 ＞

Contents

戦争と学問について語る 1

ゲスト　益川 敏英（京都大学 名誉教授）

コーディネーター　和田 肇　（名古屋大学大学院法学研究科 教授）

高知大学賃下げ反対訴訟・意見書
―政府からの賃下げ要請に言いなりの対応措置を行うことは大学の自治の形骸化を示すものである― 42

青木 宏治（高知大学 名誉教授 ）

18 歳が選挙権を持つ意義 55

本 秀紀（名古屋大学大学院法学研究科 教授）

看護師増員のために 72

馬田 哲次（山口大学 経済学部 教授）

ローカル線で行く！フーテン旅行記 9
― 存亡の危機にあるローカル線　三江線 / 日高線 ― 90

大西 孝（岡山大学 工学部 助教 ）

2016 年　Vol.40 No.4

戦争と学問について語る

ゲスト

名古屋大学素粒子宇宙起源研究機構長
特別教授

京都大学 名誉教授

益川　敏英

専門は理論物理学、素粒子物理学。2008 年「小林・益川理論」による物理学への貢献によりノーベル物理学賞受賞。「九条科学者の会」呼びかけ人、「安全保障関連法に反対する学者の会」発起人。

コーディネーター

名古屋大学大学院法学研究科 教授

全国大学高専教職員組合
元中央執行委員長

和田　肇

専門は労働法。労働法の規制哲学、セーフティネット論、平等権論などに関する研究を進めている。1999 年～ 2001 年度、全大教中央執行委員長として活躍。

私たちの愛すべき大先輩である益川先生が平和に貢献すべき科学者の役割について熱く語ってくださりました。
安全保障関連法という戦争法が制定され、自衛隊の活動に多くの大学の研究が動員されようとしている現実に私たちは今直面しています。自衛のための研究なら、法律に違反するものではないとして、推し進めようとする学長も出てきました。その人は、日本の知の結集体であるはずの日本学術会議の会長でもあります。軍備品は自衛と攻撃とに区別できるものではありません。大学人には、平和に貢献する学問を遂行する責任があります。

「大学の＜知＞の現在を考える」名大アゴラ・連続セミナー（第 2 回）より

はじめに

名古屋大学人の会連続セミナー、「名大アゴラセミナー」と呼んでいますが、2回目の今日は益川先生においでいただき、大学で大きな問題となっている軍学共同研究ということを中心に話をしたいと思います。まず、わたくし和田から問題になっていることを紹介した後、益川先生に質問してお答え頂くかたちで進めていく予定です。よろしくお願い致します。(拍手)

いま何が問題になっているのか

2000年代に入ってから、防衛省が大学や公的な研究機関にお金を出して共同研究をすることが始まりました。ところが、最初はわずかだったのですが、安倍内閣になり、2015年度より、安全保障技術研究推進制度が始まります。約3億円ですが、防衛省が研究費を出すものですから、大学から応募してくださいという形で共同研究が開始されます。

応募件数は全部で109件ありました。国立大学だけ見ると、山梨大学、静岡大学、岐阜大学、それから岡山大学、山口大学、香川大学、鹿児島大学が応募しました（表1)。109件中、何件採択されたかというと9件（表2）です。名古屋大学の近くでは豊橋技術科学大学、それから、かなり昔から防衛省と共同研究を進めていた東京工業大学。公的機関では理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、海洋研究開発機構、民間企業でも2件採択されています。どういうテーマで採択されたのかといいますと、表2をご覧下さい。

表1　防衛省の研究公募に応募した16大学

千葉工業大学	千葉県	静岡大学	静岡県
東京工業大学	東京都	愛知工業大学	愛知県
日本大学	東京都	関西大学	大阪府
東京理科大学	東京都	大阪市立大学	大阪府
東京農工大学	東京都	岡山大学	岡山県
東京都市大学	東京都	山口大学	山口県
山梨大学	山梨県	香川大学	香川県
岐阜大学	岐阜県	鹿児島大学	鹿児島県

表２　平成 27 年度　新規採択課題一覧（9 課題）から抜粋

研究課題名（概要）	研究代表機関（代表者）
ダークメタマテリアルを用いた等方的広帯域光吸収体 （概要）本研究は、光の波長よりも細かなサブ波長スケールの人工構造を用いることにより、光を完全に吸収する特殊な表面の実現を目指すものです。	**東京都理化学研究所** **（田中 拓男）**
ヘテロ構造最適化による高周波デバイスの高出力化 （概要）本研究は、窒化ガリウム（GaN）系の高周波トランジスタに、デバイス構造の最適化が可能なインジウム系の材料を導入すること等により、飛躍的な性能の向上を目指すものです。	**富士通株式会社** **（中村 哲一）**
構造軽量化を目指した接着部の信頼性および強度向上に関する研究 （概要）本研究は、カーボンナノチューブを用いて繊維と樹脂との間の強度を向上させることで、炭素繊維強化プラスチック及び接着部の強度と信頼性の向上を目指すものです。	**神奈川工科大学** **（永尾 陽典）**
極超音速複合サイクルエンジンの概念設計と極超音速推進性能の実験的検証 （概要）本研究は、地上静止からマッハ５までの飛行速度範囲で作動出来る空気吸込式の極超音速複合サイクルエンジンの概念設計と性能の実験的検証を行うものです。	**宇宙航空研究開発機構** **（田口 秀之）**
海中ワイヤレス電力伝送技術開発 （概要）本研究は、磁界共鳴方式により複数コイルにエネルギーを伝播させることで、海中において数メートル離隔した相手に非接触で電力伝送する方式の実現を目指すものです。	**パナソニック株式会社** **（小柳 芳雄）**
光電子増倍管を用いた適応型水中光無線通信の研究 （概要）本研究は、将来的な海中ネットワーク構築に向け、水中光無線通信装置の試作を行い、高速かつ安定な海中での光通信の確立を目指すものです。	**海洋研究開発機構** **（澤 隆雄）**
無人機搭載 SAR のリピートパスインターフェロメトリ MTI に係る研究 （概要）本研究は、合成開口レーダーを搭載した２機の無人飛行機を協調制御することで移動目標検出機能を飛躍的に高める（低速移動体検出能力の向上）ことを目指すものです。	**東京電機大学** **（島田 政信）**
超高吸着性ポリマーナノファイバー有害ガス吸着シートの開発 （概要）本研究は、化学吸着が可能なポリマーナノファイバーを作製し、有害化学物質の吸着特性の評価を行うものです。	**豊橋技術科学大学** **（加藤 亮）**
可搬式超小型バイオマスガス化発電システムの開発 （概要）本研究は、多種多様な有機物への適用を念頭にした可搬式の超小型バイオマスガス化発電システムの実現を目指すものです。	**東京工業大学** **（吉川 邦夫）**

SAR: Synthetic Aperture Radar 合成開口レーダー
MTI: Moving Target Indication 移動目標検出

＜出所：防衛省・自衛隊 HP ＞
（http://www.mod.go.jp/trdi/funding/h27kadai.pdf）

2016年度、今年ですが、いま公募中です。3月25日の防衛省が行った説明会には約50人の方たちが参加したということで、予算は昨年の倍の6億円になりました。ということは、採択件数が増えることになります。1件の最高額が3,000万円ですから、その分だけ採択件数が増えることになるわけです。

そこで、大学ではどういう動きになったかというと、このような公募が始まり、いち早く新潟大学では、役員会での決議らしいのですが、2015年10月16日に科学者の行動規範に軍事研究を認めないことを決めました[1]（資料1）。

広島大学は、研究担当の副学長の個人名でメッセージ（資料2）が出るようです。安全保障技術研究推進制度には応募しないことを役員会で決定し、教育研究評議会メンバーからは、異論がなかった、という情報が出ています。

先ほど豊橋技科大学の話がありましたが、軍学共同研究に反対する会がありまして、そこでは、応募した大学だけではなく、採択された大学にも押しかけていき、抗議声明を渡しています。9,000人の反対署名が提出されたことを受けて会見した豊橋技科大学の大西隆学長は、何を言ったのか。

「有毒ガスなどを効果的に吸着する繊維の研究が軍事研究になるとして採用されました。年間470万円、額としてはそんなに大きな額ではないのですが、研究は多目的に使われるものです。これ自体は攻撃的な兵器ではないという観点で応募することを承認しました。日本は自衛の軍隊を持つことは許されていますので、攻撃の研究は駄目ですが、自衛のための研究は認められるはずです。」

と述べたそうです。

益川先生に後でお聞きしようと思うのですが、では、自衛と攻撃というのはうまく研究で分けられるかどうかということが問題になります。しかし、こういうロジックを使いながら、豊橋技科大学は軍学共同研究を進めているという、これは客観的な事実です。

---

1) 新潟大学HP：http://www.niigata-u.ac.jp/contribution/research/policy/action/

ここで注目していただきたいのですが、大西隆という人は豊橋技科大学の学長であると同時に、あろうことか、日本学術会議の会長なのです。いま学術会議を中心にこういう研究がどういう意味を持つのかということが議論になっていますけれども、そこの先頭にいる会長がこういう認識の持ち主だということです。

もう一つ、今、われわれのところで非常に大きな問題になっているのがデュアルユース（Dual Use）です。両義性といわれますが、日本学術会議は2013年に、先ほどの大西会長の前の会長のときですが、科学者の行動規範の見直しを行いました[2]（資料3）。これは直接的には原発事故と科学者の責任という問題、2011年の原発事故の後、科学者の科学研究における責任はどうあるべきなのかということが問題となりました。それを受け、いくつかの項目がこの中に入るのですが、6番目に「科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する」となっています。

これがデュアルユースという話で、インターネットやメールの機能はアメリカの軍事研究から、民間に転用され、いま私たちがこれらのサービスを共有しているわけで、それが一つの例だと言われています。恐らく、例を挙げるときりがないのでしょうが、原発事故の後、入れないところに入っていくためのロボット研究があります。しかし、そのロボット研究は場合によっては軍事研究、軍事に利用されることもあり得る。科学はこういう二面性を持っている。そのことをきちっと認識しながら私たちは研究をしなければいけないことを、ここで明らかにしたのです。

1949年に日本学術会議が設立し、翌年の1950年に「戦争を目的とする科学の研究に絶対従わない決議の表明（声明）」[3]（資料4）を日本学術会議が出したにも関わらず、冷戦構造の中でアメリカの軍事予算が日本の研究支援にかなり使われ、物理学会にも何か補助があったということです。現実には、

2) 日本学術会議 HP：http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/
3) 日本学術会議 HP：http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/01/01-49-s.pdf

このような状況がずっと続いているわけです。

1966年に日本物理学会の半導体国際会議があり、その国際会議の資金を米軍が提供していたことがあったようです。そういうことを受け、1967年に学術会議は「軍事目的のための科学研究を行わない声明」[4]（資料5）という2度目の声明を発表するに至ります。ところが、先ほどお話ししたように、1990年代以降、多くの大学あるいは研究機関が軍事研究を行うという事実があるのです。

「科学の社会的責任、誰のため、何のための研究か」については、池内了先生がこの分野で非常に積極的に発言をされています。この「名大アゴラ」でも近いうちに、池内了先生にご講演頂く予定です。名古屋大学では平和憲章を持っていますが、なぜそういうものを持っていながら軍事研究をするのかという背景です。これは益川先生もよくご存じだと思いますが、日本の大学や公的研究機関では研究資金が非常に不足しています。つまり、とにかくお金が欲しい、必要だから必死になっているのです。この研究が、すぐに軍事研究に使われることを皆さん考えているわけではないのです。

防衛省も公募をするときに、どのようにしているかというと、基礎研究だ！直ちに軍事に転用するものではありません！と最初にうたっています。

二つ目、「公開の原則に従う」ことも言っています。ただし、ここは非常に微妙で、公開するかどうかについては、事前に防衛省と協議が必要ですということも書いてあります。「公開の原則」、これは学者がかなり関心を持つところです。自分たちの研究を発表できなかったら研究の成果の意味がないわけですから、そういうところについても注意を払った表現をしています。

このように、「基礎研究である」「公開の原則に従っている」というようなことが出てきます。しかし、なぜわざわざ防衛省が大学に研究を行わせるのか、共同研究を行わせるのかということを考えた場合、こんな表向きの言葉で済ますわけにはいかないというのが、いま私たちが置かれている状況です。今年度6億円になりますが、恐らく今後もっともっと増えていくということ

[4] 日本学術会議 HP：http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/04/07-29-s.pdf

が当然、予想できるわけです。

私からは以上で、この後は益川先生と少し話をしたいと思います。先生、どうぞ。（拍手）

きょうお話しする内容は、ここに益川先生が最近出された『科学者は戦争で何をしたか』という著書があります。皆さん、これを読んでいただければ、益川先生が戦争と平和の問題、それから科学者の役割、軍学共同研究に対し、どういう考えを持たれているのかということがわかります。700 円です。ぜひ購入して読んでいただければと思います。

益川先生のご紹介はよろしいですね。中日新聞※を読まれている方は、生まれたときからずっと話が載っていましたから、私がいまさら紹介するまでもないと思います。

※中日新聞夕刊　連載エッセイ（2016 年 1 月 4 日～ 3 月 26 日）
「この道」益川敏英

軍学共同研究 -- 今日の学問のあり方について

和田　戦後の日本学術研究、先ほどの学術会議の声明にもあったように、戦争の反省の上につくられましたが、それが少しずつ浸食されてきました。物理学会も自衛隊や米軍から資金援助を受けていたということですが、先生が若い研究者だったころ、これらの動きに対し、どのように感じておられたのかということを最初にお聞きしたいと思います。

益川　常にこの問題はあったのだと思います。1965 年、ベトナムで反米闘争の盛んなころ、アメリカは毒ガスを使いました。それで、われわれ若い者は当然、反対し、物理学会で反対決議を出そうとしました。すると、学会の重鎮である先生から、「物理学会のような派手なところで、こういうことを話すべきでない。若者は黙れ。」と言われました。それに対し、私は「ポンコツ黙れ！」と（笑）。もともとその先生は口が悪くて、共同利用会議などで、私の出した提案を口汚く批判し、その後、私のところに寄ってきて、「益川君、ちょっと言い過ぎたので、手当てしておいてくれ」と言ってくるわけですよ。手当しなければいけないようなことは初めから言わなければいいのです（笑）。

私自身がこの種の問題に一番初めに関わったのは、1965 年にジェイソン機関というのがあって、日本では 1959 年、60 年と激しい安保闘争があった。それに対し、アメリカは危機感を持ったのでしょう。ライシャワーという知日派の学者を大使として送り、日本の文化人を懐柔しようとしました。どのような手段を使ったかというと、当時は非常に高かったアメリカへの渡航旅費を援助するとか、お金をばらまいたわけです。それに対し、われわれ若者は、物理学会や名古屋大学の物理教室会議などで、そういう目的のために資金をもらってアメリカへ行くのはけしからんと言って、禁止の決議をあげて、決定しました。教室会議で決定したわけですから私は当然従い、アメリカの学会を欠席しました。ところが、ある著名な宇宙物理の権威の方はいつの間にかこっそり行っていました（苦笑）。そういう資金を手に入れて何とかしようとする研究者は、当然、いつの時代も残念ながらおります。

そういう意味で、組合用語を使うのは多少問題かもしれませんが、常に闘争です。そういう流れの考え方の持ち主と、それは絶対にやるべきではないという信念を持った人たちがせめぎ合う。それで、どちらの勢力が多くなるかということだと思いますので、そういう意味での闘争は、絶対になくなりません。

今回の安全保障技術研究推進制度は、毒性が少なく書かれているように見えるかもしれません。しかし、それは初めのうちだけです。資金を導入して自分の研究をやりたいために、はじめは恐る恐る受け取っていたとしても、徐々に防衛省の人たちと顔見知りになり、引きずり込まれ、免疫ができてしまうのでしょう。周辺にいる人たちも、影響を受けて、大した問題にはならないのではないかという考えが広まっていくのだと思います。この種の問題は、人間の信念にこだわっているものなので、常に自分たちは反対であるという意思表明をし続けることがとても重要だと思っています。

和田　ありがとうございます。特に最近の大きな問題について、お聞きしたいのですが、益川先生の著書の中にもあるようにデュアルユースは非常に微妙な問題だと書かれています。このことについて、少しご見解をお聞かせください。

益川　さまざまな側面がデュアルユースの問題に関してはあるのだと思いますが、研究者の立場から言ったときに、自分は何もそんな軍事利用をしようと思って研究しているのではないという反論が研究者の間からは必ず出てくるものです。それはそのとおりだと思います。そんなことをやろうと思って研究したものではないものが、軍事利用にされてしまうものがあります。

例えば何かといったら、70 年代の初めに東京の池袋というところにサンシャイン 60 という大きなビルが建ちました。そのときに、テレビが映る電波から、ビル全体にゴーストが出るという問題が起きたのです。それで、反対運動があったものだから、頭のいい電気屋さんがフェライトという磁石の粉を混ぜて塗ってみたら、いい具合に電波の吸収材になったのです。そして、

無事にゴースト問題が片付き、しばらくしたら、黒っぽいタイルを利用した飛行機が飛んでいる。見えない戦闘機、ステルス戦闘機です。見えない戦闘機のつくり方は2種類の方法があるのですが、一つは、電波を吸収するようなペンキを塗る。もう一つは丸いところをつくらない。丸いところをつくると、必ずその表面のどこかがレーザーサイクルのほうを向いていますので、返っていく電波がある。それに対し、平面で構成したような形にすることで、レーザーサイクルに返っていかないのです。テレビなどを見ていると、あれは非常におかしな格好をしているでしょう？丸いところがなく、非常に角張っています。そういう平面にすれば、レーザーサイクルから来た電波は一定の方向に反射するということです。

それで私が言いたいのは、そのペイントを開発した研究者は、何も見えない戦闘機をつくってやろうと思ってつくったわけではないのです。しかし、研究者として見れば、それが見えない戦闘機に使われていれば、一番初めにその研究者にはわかると思います。機密米軍兵器の形状や色、形を見たら、ああ、これは見えない戦闘機だ。これは戦争で役に立つ兵器、敵に察知されずに敵陣深く潜り込んで攻撃できるということに気が付いていたら、その研究者は、まず市民に対し、これは戦争で役に立つための兵器として使われている、と伝えるべきです。

先ほど紹介のあった本の中にあるもので言いますと、毒ガスを生産する反応といいますか、それは殺虫剤に使ったということで、人類という立場から見たときに大きな影響がありました。それを開発してノーベル賞をもらった、その研究者は、自分が悪いことをやっている意識もなく、毒ガス兵器をつくったのです。研究者仲間がそういうものをつくったときに、どういうことになるのかということをはじめからきちんと言うべきだったのではないでしょうか。

実際、ジョリオ・キュリー、キュリー夫人の旦那さんが放射性物質を発見したときに、これが悪人に渡ったら大変なことになるといって、その警告をノーベルスピーチに飾っていました。だから、科学者であれば、そういう悪いほうへの使われ方についても推測できるものなのです。そういうものに気

が付いたその時に、事実を周囲に知らせる責任があるのです。

研究者は、自分の研究室に閉じこもって研究しているのが一番面白いわけです。そこで、「きょうは天気がいいし、外に出た方が体の健康にもいいよ」などと言って、だましてもいいから連れ出して、みなさんの議論を聞けば、その研究者も「ああ、そういう種類の問題があるのだ」という形で気付いていくでしょうから、それはある程度、科学者の集団のコミュニティの力で、警告をするような文化をつくっていかなければいけないと、私は思います。

和田　今の最後の点ですが、コミュニティが少しずつ崩れているのですね。私たちもそうかもしれませんが、ちょっとしたお金で「これはいい研究ができる」、あるいは「このお金がもらえると、こういう研究ができる」ということで、簡単に飛びつくようなところがあります。そういう文化のつくり方のようなものが変わってきてしまったと思います。

安保関連法制をめぐる動き

益川　リタイアした研究者は比較的気楽に話をします（笑）。安保法案反対の集会などもとりわけそうだけれども、われわれのような七十何歳を過ぎたような人が学士会館に集まりますよね。もう一つ、私が感心したのは、私立大学の人たちは非常に情熱を持って反対し続けていますね。さらに、お母さん方も金曜日に国会にいます。金曜日に国会の前に集まれる人は集まりましょう、きょう都合が悪いから、あの人は来ないからねというような、そういう方針でやれば続くのです。昔のように労働組合があり、号令一下、真っ赤な旗を立てて引き連れていくような時代ではなくなっているのです。

お母さんたちのような粘り強い方針で取り組むやり方、もう一方ではこれらの問題に対して、組織化して、きちんと存続する力を発展させるような取り組みが要るのだと思います。号令を発するような司令塔がもっと欲しいと思いますが、その司令塔になるには私は年を取りすぎています。だから、若い人に期待したいと思います。

和田　安保法制の話になりましたが、SEALDs だとか「ママの会」が非常に表に立って安保法制に反対しています。運動のほうが先に行き、一生懸命ついて行こうという人たちもいますが、学者がそれについて行けておりません。それはなぜそうなっているのでしょうか。

益川　現役の先生方はとにかく忙しい。研究費が減り、講座費がほとんどゼロですから、競争的資金でもらってくるしかありません。まず、申請書を提出します。しかし、満額をくれることはないですから、「これだけしかあなたには差し上げられませんが、修正したら目的は達せられます」という返事が来る。研究者はお金が少し減っても競争的資金が欲しいから、修正案を出します。すると、「きちんとあなたの研究の目的は達せられますか」「当該年度はいったいどこまでやりますか」。そんなことをやりとりしていると、研究者集団の中の少なくとも１人はそういう作文書きに追われることになります。

和田　1960年代の先生がいらっしゃった研究室、あるいは名古屋大学の理学部といってもいいかもしれない、あるいは名古屋大学といってもいいかもしれませんが、今とはカルチャーがかなり違ったということですか。

益川　取り巻いている環境が違うように見えます。だから、何もそんなことはしたくないのですが、先人の引いた路線を走るより仕方がないという、そんな時代ですよね。

それは何も研究者だけではなく、学校の先生たちもそう。文科省が方針を出すと、それについて審議会が答申を出す。答申を出すと、必ずそれに対し、どう実行できるかという回答をするわけです。そういう計画、文書のやりとりがものすごく多すぎるのです。そのために大きな研究グループだと、1人はそういう作文のことに張りつくことになります。

和田　名古屋大学の平和憲章を、ぜひご一読いただければいいと思います。1987年、今から約30年前、半年ぐらいの準備期間を経て採択されたものです。2月ですが、豊田講堂に千何百人集まって採択されました。私は、たまたまそのとき日本にいなかったものですから、参加できなくて残念だったのですが、全構成員自治などという場合には各層と考えますが、教員、それから、その他の職員、学生、院生、それぞれの層のところで過半数が署名しました。

当時、総長は飯島宗一さんだったのですが、飯島さんにも持っていったら、「各層で半分集めてきたら私も署名する」と言ったそうです。それで、そのようになりました。驚くことに、10ぐらい学部があるのですが、全部の学部の学部長が署名しています。今ではとても考えられないことです。

中身を読んでいただくと、もっとすごいです。こんなことがよく大学で決議ができたと思いますが、名古屋大学は、軍事研究などは全くできないようになっています。残念ながら、今、この憲章が少しずつ忘れられて風化されている点があります。私自身も、この名古屋大学の平和憲章をいつも読み直

しながら、自分たちの研究のあり方を見つめ直さなければいけないと思っています。この平和憲章について、先生のお考えやお気持ちをお聞かせいただければと思います。

益川　やはり、まとまって声明文を出すことは非常に重要だと思います。例えば学生なら学生、助手なら助手、そういうところが意思を統一し、意見をまとめていく中で、いろいろなことが起こります。反対する人もいるし、「俺、ここのところが気に食わない」とか、そういうものを経て声明になるわけですから、声明一つ出したというだけではなく、そういう声明をつくりあげたという過程が重要だと私は思います。

和田　この平和憲章を出した後、新潟大学などでも同じような声明が出されましたし、いくつかの大学にも影響を与えてきたのですが、来年がちょうど30周年です。これはきちんと30周年のお祝いをして、いつも読み返していかないと、当時を知るわれわれなど、だんだん去っていってしまうものですから、若い教職員に確実に伝えていかなければなりません。その企画をまたぜひ、この名古屋大学人の会で執り行いたいと思います。その際にはぜひご協力をお願いします。

端的にお聞きします。私は益川先生より少し若いですが、だいぶ生きてきましたけれども、安倍首相のような、こんなひどい首相は今までいなかったのではないかと思います。なぜ、こういう人が日本の中から出て来たのでしょうか。

益川　歴代の首相の中で、みんながいい人とは限らなかったのだけれども、安倍首相は並外れているというか、日本は立憲主義国家で、しかも、あの9条があるのにアメリカを攻撃しようとしている国に対して、日本が先に攻撃してもいいのだということを言っているわけです。それは、どこをどう読んだって憲法に反しています。安倍さんが今の国際情勢に憲法は合わないと言うのだったら、正々堂々と国会で3分の2の決議を得て国民投票にかければ

いい。それが少なくとも立憲主義国家の手続きだと思います。

実際に、憲法9条の縛りのようなものは、今までの国家の中では歴然と語られていました。例えば、東シナ海で100トンぐらいの鋼鉄船だったと思いましたが、日本の領海を無視して何かいろいろやっている。それを見つけたときに、日本の自衛隊は威嚇攻撃しただけで、一発で100トンぐらいの鋼鉄船などを沈めることができる20ミリ機関砲を撃ちませんでした。「ああ、日本の憲法はやはり利いている」と私は非常に感心したものです。

安倍さんはそれが邪魔なのでしょうね。だから、憲法改正ということをずっと自民党政府が進めてきましたが、いよいよ行き着くところまで到達し、憲法9条を無視してしまっています。それは立憲主義国家の首相がやるべきことではありません。私には到底理解できません。どうしたら、あんなことが言えるのでしょうか。

和田　私たちは立憲主義に反するとか、特定秘密法の制定など、そういう歴代の自民党政権もやらなかったような、非常に一方的な政策をしていると批判し、昨年あれだけの国民が国会前などに集まりました。それにもかかわらず、安倍内閣は依然として四十何パーセントぐらいの支持率があります。

これは一種の矛盾ではないかと思うのですが、それはどのように考えたらよろしいでしょうか？ 益川先生は政治学者ではないのですが(笑)、お聞かせいただきたいです。

益川　どういうアンケートの取り方をしたのか、具体的に知らないのですが、そもそもアンケートというものは、文章一つ変えるだけで何とでもなるような、非常に微妙なものです。いま、憲法草案を提示して、これで国民投票となったら、私はあれだけの答えが出るとは思えません。

今の憲法に賛成ですか？と、私が聞かれたましたら、変えたい項目はありますと答えます。日本人は2種類いて、皇族は要らないと思っています。だから、そういう具合にバッとアンケートに「賛成ですか、反対ですか」と言ったら、反対が出てくるでしょう。実際に、憲法草案を示して、「ここをこうい

う具合に変えますよ」と言って投票したら、また少し違うと思います。和田先生、政治学者として、どうですか（笑）。

和田　私も政治学者ではないのですが（笑）安倍さんが変だと思ったら、アメリカも変なのが出てきますね（笑）。私たちは、アメリカは民主的な国だと思い込まされていたのですかね。

益川　ナチス・ヒトラーもきちんと国会で成立して政権に就いています。その先は国会をなしにして、規制というようなことをやったのだと思います。国民がイライラしているような時に極端なことを言うと、比較的、あまり考えずに嘆く人たちがいます。それは何かといったら、きちんとした反対運動で「それは違うよ」ということを示さなければ変わらないということです。そういう意味で、われわれの運動が非常に重要な局面に来ているのだと思います。

和田　最後の質問になります。益川先生は二つの顔をお持ちです。一つは、もちろんノーベル賞を取られている物理学者としての本業。もう一方では市民運動を行い、若いころは組合活動をしっかりとされていらっしゃいました。二つのことが益川先生の中では、おそらく統一されているのかもしれませんが、それはご自身の中でどのように捉えられていますか。

益川　坂田先生はそういうことをおっしゃったことはないのだけれども、坂田先生の研究室では「二足のわらじを履けないようじゃあ、男じゃねえ」という（笑）。あ、「男じゃねぇ」というのは最近いけないらしく、「パーソンじゃねぇ」と、そう言わなければいけないらしいです（笑）。

だから、その当時、若者であったわれわれはそういう心意気のような、世の中を変えるために、そういうことを主張することにより、元気をもらっていました。それで、私などはその後もずっと組合活動と平和運動のようなものと関わりが切れることなく、今日まで来ています。

質疑応答

和田　きょうは学問の話と安保法制の話、それから先生の個人的なお考え等についてお聞かせいただきました。フロアの皆さんから直接、先生にお聞きしたいことを、手を挙げて質問していただければと思います。

質問者 A　益川先生、ありがとうございます。私は、すでに定年退職しております元教員です。今の日本が怪しくなりすぎているので、デモなどに参加するためにいろいろなところへ出かけて、鬱憤を晴らしています。マスコミなども含め、政治的な中立という言葉が、自分が現役時代や学生のころなどに比べ、うんと大きくなっていっているように感じます。それが学問の自由なども含め、何か個人が政治的なことを表明しようとしたら、それこそ本当に場の空気がおかしくなるような感じになっています。戦争にはみんな反対だと思うのですが、それを実際に口に出してなかなか言えません。

今度の国会で、公務員の政治運動や活動に対する罰則規定を設けて、より強固なものにしようとしているみたいです。そういうことで公の立場の人間というか、そこも含め、政治的な発言などに対し、先生はどのように考えているのかということをお聞きしたいです。

益川　研究者の現役世代が自分の研究活動のためにお金が必要で、そういうものを獲得してくるために競争的資金に応募していく都合上、政治的なことに関わらないほうがいいのではないか、というような雰囲気がつくり上げられてしまっているのだと思います。

われわれが現役だった 1960 年代は、そのような雑音などがあっても、「そんなことを気にしているようじゃ男じゃねぇ」というような雰囲気がありましたね。そういうものを跳ね返すには、やはり、集団的な運動でお互いの考え方を確認し合うことが重要だと思います。だからこそ、このような集会などに参加するということは、とても意味があるということなのです。

それは 1970 年代の学生運動などがあり、「羹（あつもの）に懲りて膾（な

ます）を吹く」というような、そういう政治的な活動を学園内でやらないほうがいい雰囲気が出来上がってしまったのだと思います。そこはもう一度、やはりいいことはいいんだ、ときちんと言える、そういう雰囲気をつくっていかなければなりませんね。

質問者 B　益川先生、ありがとうございました。私はいま原発の反対運動に取り組んでいます。具体的に言うと７月に再稼働しようとしている四国電力の伊方原発があります。以前から活断層をめぐる論争があり、裁判にかけても活断層はないと否定する地震学者の案が裁判官に採用され、いつも負けています。日本の原発に対する反対の裁判は、必ずそういうことで負けてしまっております。

「その活断層はありませんよ」と否定する科学者は本当に心（しん）から活断層はないと研究成果を言っているのでしょうか？あるいは、われわれは御用学者だと呼んでいますが、ある事情でそのように自分は活断層はあると思うのだけれども、ないと言ったほうが自分のいろいろな人生にとってプラスになるからという気持ちでいるのか。私は科学者ではないのですが、科学者は、真実について強い信念を持って研究していると思いたいのです。一方、現実問題として、活断層があると言った科学者はものすごく政治的な圧力がかけられています。科学者の社会的責任について、どのように考えたらよろしいでしょうか。

益川　私は、科学者の社会的責任という言葉は好きではありません。なぜかというと、「科学者は本来、科学者であるがゆえにそういう意見を持つべきである」というような、そういうニュアンスがあるからです。

科学者はニュートラル。具体的にいろいろなものに接して、これはこういう具合に解釈しければいけないなというようになっていき、責任の自覚が生じていくものだと私は思っています。

活断層があるかないかといったら、科学者は不確かなことは言えないはずです。だから、あるかもわからないし、ないかもわからないというときは、

「わかりません」とたぶん言うでしょうね。

市民の側が、科学者が言っていること、つまり、何を言っているのか正確に読み取る、そういう能力を持つべきです。活断層と言ったときに、アメリカのカルフォルニア断層という 2000 キロぐらいある断層があるのですが、30 フィート以内に断層があるところには家を建ててはいけない、と言われています。30 フィートですよ。10 メートル。そこから先は断層があろうとなかろうと、基本的には問題がないということです。だから、科学者は自分が何かを言う時は、非常に厳密に正確に言おうとします。その時に、われわれ市民の側がそういうシグナルを解説することができる人を養成しなければいけないのだと思います。

質問者 C　軍事研究が問題になっています。その理由の中で大学に入ってくるお金が少なくなっていますが、その理由は何があるのでしょうか。

益川　政府としては、予算をできるだけ効率よく使いたいわけです。成果を競わせたほうが効率がいいという、そういう間違った考え方を持っています。本当にそうかといったら、私はそうではないと思っていて、研究者だったら、こういう研究をすれば確実に答えが出る。こういうところは回り道になるかもしれないけれども、掘り下げてみたいなという時、実際に昔だったらできていたのです。講座費もそれなりにありましたからね。今は、いわゆる競争的資金という科研費だとか、実際には競争的資金自体も減らされてきていますから、全体が少なくなっている中での奪い合いという競争をしています。つまり、非常に明確にこういう目的です、ということが伝わるような研究しかできません。「ここのところで少し道草してやろう」などということを申請書に書いたら、ボツになります。しかし、脱線できるようなゆとりのある研究体制でないと、本当にいい成果は出てこないと私は思っています。

質問者 C　もうひとつ質問させてください。今の考え方は、新自由主義とは関係ありますでしょうか。

益川　私は新自由主義を正確に知らないので答えられませんが、基本的には関係していると思います。非常に pragmatically に物事に処する。それも本当に余裕があれば、そういうやり方でもそこの中からいくつか、何パーセントかはいい成果が出てくるのだと思います。それだけの余裕がなければ、非常に苦しいことが起こると思います。

われわれの立てた理論が実験で検証されなければ、科学ではない。そこまで考え、今度は実験グループまで考え、また国家予算にまで影響するような巨額のお金を使っているわけです。だから、あまり、「俺はお金を使っていないよ」なんていうことは言うべきではないです。例えば、文科省は高エネルギー加速器研究機構とか宇宙科学研究所などは、1,000 億円ぐらいの単位で予算をつけて準備してあります。それは何かといったら、そういう意味で 1,000 億円に近い計画もわれわれが個人で使うような研究計画も、ペーパーにしたら、そう違いはありません。だから、審査する方は、大きなお金を審査してつけておいたほうが楽である！少し冗談めきました。

質問者 D　益川先生が名古屋大学から京都大学に移られたときにこの理学部に入学しました。そういう世代です。まず、個々の研究者にしてみれば、自分が行っている研究がどのように使われるかは、予測はつかない。当人は軍事研究を行っているつもりはさらさらない。それが正しいのだと思うのですが、問題は今の事態で防衛省から出ている研究費ですね。その出どころがすごく問題で、それを使った研究は「軍事研究ではない」なんて言うのは、詭弁もいいところではないかというのが私の率直な感想です。それでお尋ねしたいのは、そういう単純な論理はいったい通用するのか、しないのか。

それから、先ほど研究費の問題で競争的資金をかなり獲得しなければならず、しかも、それがすごく少なくなってきているので、研究者は研究費に困っている。だから、その研究費をどうするかという問題が別途にあって、防衛省から出ているのはどうするのかと、このような話になっていくのはまた別の問題だから、そこを分けて考えた結果としてどうするかは、大いに議論すればいいと思うのですが、前者の「防衛省から来ている、即、これ軍事

研究」という論理というか、そういう反応は単純すぎるのかどうかという、その点についてご意見をお伺いしたいと思います。

益川　単純すぎるのではなく、そこまで複雑になっているのだと思います。表面的には今のレベルで言ったら90％まで人畜無害。しかし、そういう体質が後に怖い問題を引き起こすのだと思います。何かといったら、たぶん防衛省か首相のところでそういうお金を出すプロジェクトといった時に、必ず採択する審査委員がつくられます。そうすると、その人たちは防衛省の人たちや実行委員などで、いろいろと相談を受けることになります。そして、実質的に取り込まれていくのだと思います。

だから、たぶん今の状態は初期段階だという具合に私は受け止めていますが、その後に続いてくるものが怖い。

和田　私は、防衛省から出ている研究は軍事研究だと、全部そう思っています。どんな目的があろうと、無駄なお金を出さないはずです。防衛省の何かの役に立つための研究にお金を出すのが防衛省の研究であって、厚生労働省の研究は厚生労働省の政策のために出すお金です。その辺りは科研費とは違う性格のものですので、やはり政策のためにお金を出しているという意味でいうと、軍事研究だと思います。

普通の科研費と同じような項目の名前が並んでいますけれども、それがそこでとどまるかどうかという問題があると思います。恐らく、もっと増やしていったら皆さん使いやすくなり、防衛省の研究に対する感覚が麻痺していき、普通の科研費に応募するのと同じような感覚になっていくことを恐らく狙っているのだと思います。それがやはり、益川先生が言ったように怖い。はっきりしているのは、防衛省がやっている研究は軍事研究のためであって、それが攻撃のためなのか、防御のためなのかという区別は、到底わたしたちではつけられないと思います。

私たちが平和の中で研究ができているのに、たまたま１人の同僚が軍事研究をすることにより、名古屋大学はそういうものに手を出しているのか、貸

しているのかと見られるのは、非常にいやなことです。平和的生存権というか、平和的研究権のようなものの侵害です。

お金の話については、その通りだと思います。ただ、全体がそのように大変になっている中で、何でも欲しいからという人たちが出てきてしまっています。そこをうまく使っているのが、今の防衛省研究ではないかと思います。

益川　少し違う側面から話をしてみたいと思うのですが、1965 年にベトナム戦争に関して、アメリカがジェイソン機関というものをつくりました。そこでの研究は、例えばゲリラ狩りに行って何人ゲリラを殺してきたかといってもジャングル中でやっている話なので客観的に見えないわけです。そうすると兵隊は何人殺したか、水増しをして報告するので兵隊側から上がってきた結果を総合するとベトコンはほぼいなくなっているはずなのですね。そこで出てきた方針が、左耳をそぎ落とし、それを針金で串刺しにして持ってくるようにと。私は 1965 年ぐらいにその話を聞いたのだけれども、この機関の中で議論をしている何人かはノーベル賞をもらっているし、ノーベル賞級の学者が 30 人程おりました。そんな人たちにそんなことを議論させ、何の得があるのか？ それは何かといったら、そんなことを議論してしまった研究者はベトナム反戦とは言えないですよね。だから、そういうプロジェクトに巻き込むことにより、研究者の精神的動揺を図っていくわけです。

質問者 D　すみませんが、もう一点よろしいでしょうか。三重大学でデュアルユースの問題で動きがあり、それを紹介したいと思います。毎日新聞が、これは三重大学の本部へアンケート調査をするというので 4 月 7 日付で来ているものです。「デュアルユース研究アンケート調査にご協力のお願い」というタイトルで、いろいろ昨今の情勢などが書いてあります。

それで少し気になる言い方をしているのは、「多くの科学技術が用途の両義性を持つ以上、軍事につながる可能性がある研究をすべて排除するのも現実的ではありません」という。そういう言い方をして、「大学も難しい判断を迫られていると推察いたします」というような言い方で、何となく誘導して

いるような雰囲気を感じました。たくさん項目はあるのですが、例えば「安全保障は大学が担う科学技術研究の目標として妥当であるとお考えですか」とか、「防衛省が主体となってデュアルユースを目標に競争的資金を配分することに賛成ですか」とか、そのような項目が並んでいます。

三重大の場合は、幸い、見識のある方がいたおかげで、防衛省からの公募があったときに、部局長レベルのところで止めたということです。私、調べていたのですが、なかなか三重大のデータは出てこないというか、どうなっているのかわからなかったのですが、そういう事情のようです。

質問者 E　私がいま一番怖いのは、やはり慣れというか、知らない間に少しずつ進んできている恐ろしさです。私は、愛知教育大学に三十数年いたのですが、今年の春、国旗掲揚、国歌斉唱が実施されました。私がいる間は絶対そんなことはさせなかったのですが、辞めた途端に国旗を掲げ、国歌を斉唱です。恐ろしいのは、今の若い人は小中高と歌わされています。そのことが大学まで続いて、それに気付かず、普通に歌ってしまうという恐ろしさがあると思います。そういう意味でいうと、名古屋大学の平和憲章はそれがあるがゆえに、一貫して実施していません。国立大学は 86 ありますが、今年の春に国旗・国歌を実施しなかった大学は 5 大学しかありません。旧帝大を中心に、ほかの大学はみんな言うことを聞くといいますか、本当は大学全体がおかしいものはおかしいのだということできちんと反対できれば、そういう圧力は跳ね返せるはずなのです。しかし、先ほど言ったように選択と集中で個別具体的にお金を配分するようになってきましたから、何か言うことを聞けば、お金が来るのではないかという発想。愛教大は何を言ってもお金はそんなに来ませんから（笑）。

先ほど、研究費は減っているのですかと言われたのですが、ご存じのように防衛費は今年度予算で 5 兆円を超えています。基本的にお金の使い方が間違っていると私は思い、その慣れを防ぐにはどうすればいいか。学生の教育、いま言ったように小中高と来て、結構勉強のできる人たちが国立大学、七帝大などに入ってくるわけで、そこのところをどのようにリセットすればいい

か。私が育った時代とは違っているので、その辺りの若い人あるいは現職の先生に向け、教員の方がみえると思いますが、何をどうすればいいかという、サゼスチョンというか、ご意見を最後にお聞きしたい。

益川　いろいろな状況を考えると、現役の先生たちは非常に保守的になり、比較的、気軽に物を言っているのはわれわれのような老人と、それから若者。多少、私が期待しているのは、若者はこの前までの若者と違い、発言していると思います。私立大学の学生が多いですが、そういうことをやってもいいのだということを皆さんに自覚してもらったらいいのではないでしょうか。

1980 年代以降から今までの間、そういうことはほとんどありませんでしたから、学生さんなどはどうやってやったらいいかわからないわけです。そういうのを全国的な交流で、こうやってデモをやったとか、デモもきちんと公安委員会に届け出をしなければいけないし、そのときに必ず代表者が要るので、そんなことにびびってはいけない。昔、戦前だったら、そんなことをやったら、憲兵が来て捕まえられたらわからないけれども、今のような社会であれば、そんな無茶なことはできません。

だから、それが常態であって、これが普通のことだということを社会に示していかなければいけないのだと私は思います。だから、私は基本的には若者会を大切に、と思います。

質問者 F　益川先生、お話ありがとうございました。私は、名古屋大学大学院教育発達科学研究科に所属しています。大学の予算の話ですとか、いま大学にいろいろな形で政府が入り込んでいるという話ですが、一つ重要なことで教養教育の崩壊があるかと考えています。

私が大学生になる前の段階で、1、2 年のいわゆる教養部といわれたところがどんどん縮小していきました。そして今、愛知教育大学や新潟大学でもそうですが、教員養成課程から外れたゼロ免課程で幅広い多様な教育が行われていたにもかかわらず、それがどんどん募集停止になっていく。専門のことはそれなりに何かを学べるのだけれども、大学に入って 4 年間、卒業した後

に何か教養として世界の見方、社会の見方が身に付いているかといえば、そこは非常に怪しくなっているかと思います。

私は知識不足で、益川先生がいつからいつまで大学で教鞭を執っていらしたかということを存じ上げないのですが、恐らく教養教育が変わっていく過程をご覧になっていると思います。学生の雰囲気が変わったところに、そういう教養教育がどんどん変化していった、あるいは細くなっていったのを経験しているのかということをお聞きしたく、お尋ねさせていただきました。

益川　答えになっているかどうかよくわからないのですが、私より一回り年の上の方は、「近ごろの若いやつは本を読んでいない」とか「何も知らない」と言われます。それは何が原因だったかとよく考えてみると、彼らは旧制高校でみんな寮生活でした。8人ぐらいの大部屋に入り、そこで議論する。そこの中には文学部哲学科の学生もいるわけです。そうするとヘーゲルぐらい語れないとばかにされます。そんなことで彼らは本当に教養があったと思うけれども、今は反対のことが起こっています。新入生歓迎会を催した時、私がいろいろ言うと、彼らは非常に「忙しい、忙しい」と言うわけです。何でそんなに忙しいのか？と聞くと、夏に1カ月、ヨーロッパを旅してこようと思う。そのときのお金をためなければいけないから、コンビニでレジ打ちをやらなければいけない、と答えたのです。

現代の若者たちは個人個人に分解されて生活していますよね。だから、徒党を組んで何とかやるような仕組みがなくなってくると思います。それは意識的に自分でそういうものをつくる必要があって、スポーツクラブもサークルがあると思うのだけれども、そういうサークルである必要はないと思いますが、もう少し緩やかな結合で自分たちの生活体験を、「俺、ヘーゲル読んだけど、よくわからんな」というような、そういうことが語り合えるような場が要るのだと思います。

質問者G　お話、ありがとうございました。私は高卒なので大学に行ったことはないのですが、市民活動をしていてデモに行ったら、今まで話したこと

のないような立場の人たちとたくさんお話しすることができたのです。大学の先生も敷居が高い感じでしたし、政治家とかもそうですが、市民活動はそういうのが全然ないところで動けるというので、人との関わりがすごく気持ちを温めてくれたり、力をくれたりすると思います。

でも、関わっていない人には、それが伝わりにくいので、今まで益川先生が市民活動をした中で、何か交流を持ったときにハートが温まったようなエピソードがあれば、みんなに伝えたいので教えていただきたいです。

益川　あまりそういう経験は、私はないのですが、どこら辺からそういう社会的なことに対して関心を持ったかというと、1964年に佐世保に原子力潜水艦が入港して大問題になったということがありました。それで、はじめのうちは一つのサークルとか、そういうところで原子炉はどのようにどうなって、潜水艦はどういうことをしているか。1回航海すると、だいたい3カ月ぐらい海の中に潜りっぱなしなのですね。そうすると、原子炉の中にどれぐらいの放射能があって、それが1%、海に漏れ出したら、どれぐらいの被害が出るかなどということを、お母さん方が中心になっているサークルで話をしたことがあります。そういうところへ行ってお話しすると、だいたい当時3,000円位です。3,000円というと学生の家庭教師がそれ位だったと思います。それがですね、丸々3,000円もらえるわけではなく、手配師がおりまして、何とそれが半分という話になる（笑）。つまり、資料をつくったり、集会、会合の経費が要りますから、決して悪い意味ではありませんよ（笑）。

名古屋大学時代には、そういうことにも取り組んでいたのですが、そのうち、京都へ行ったら、その手配師が私の研究室の隣にいるわけです(笑)。「益川君、日本海の久美浜で関電が計画している原子力発電の建設反対に地域が燃えている。そこへ行って、ちょっと話をしてくれないか」。そこで、私は「いやだ」と言うと、脅迫してきて（笑)。「おまえが行かないと、この忙しい俺が行くことになるのだ。それでも行かんか」と言われて行ってきました。

それで何が言いたいかというと、そこで市民と関係ができ、原子力発電を立地するのに適しているかどうか、どういう問題があるかということを30

人ぐらいの研究者が結集して、その団体でそういうことを行いました。最終的には久美浜での原発については関電が放棄します。

感心したのは、ここにこういう川が流れているけれども、いったい１年間でどれぐらいの水が流れるかを、違う分野の人たちは計算できるわけです。分水嶺がここにあり、ここら辺は年間どれぐらいの雨量があり、それを積算すると、この川にはこれぐらい流れている。「おお、すごい」と思いましたが、そういう意味で異分野の人と接することは、自分にとってもプラスになることがありますし、いろいろな自分の視野も広まり、面白いなと思う部分もあります。そういう意味で、自分の研究室だけに閉じこもっておらずに、いろいろな人と交流することはいいことではないかと私は思います。

そういう癖がついたものですから、私は一応、看板は素粒子理論ということになっているのだけれども、実際に自分が書いた論文では統計物理の先生とも書いたし、原子力分野の人とも論文を書きました。

一番傑作なのは統計物理の先生と湯川先生の葬式のときに、お葬式という忙しいときにも暇があるのですが、当然、そこには研究者が集まっているのだから、物理の議論が始まります。「益川さん、この不等式はどうやって証明するのだろう」と質問してきたものだから、考えて「こうしたらいいんじゃないの」と答えまして、最終的には世の中に出回っている不等式よりも、かなり精度のいい方程式、不等式を証明することができましたので、論文にしました（笑）。

脱線になりますが、日本人は「俺はこれが専門だ」という具合に、専門分野を狭く自分で決めすぎる傾向がありますね。むしろ外国の人たちは、「あ、こういうことをやる。この間まであんなことをやっていたけれども、こんなことを今やっている」ということがよくあります。だから、あまり自分の学問にマイナスになるとか何とかを考えずに、面白いと思うことを思いっきりやったらいいと私は思います。

和田　ありがとうございます。申し訳ありませんが、ここで質問を終わらせていただきます。

おわりに

最後に皆さんのところに「名古屋大学人に軍事研究・教育の拒否を訴えます（案)」があります。これをきょうここにいる方で確認をしていただければと思い、説明させていただきます。読み上げます。

名古屋大学人の皆さんに、一切の戦争を目的とする研究と教育に参画しないよう訴えます

大学には戦争に協力した悲しむべき過去があります。今、日本は再び積極的に戦争ができる国に変わろうとしています。私たちは過去の過ちへの反省を踏まえ、現在の適切な判断を行い、未来を選ばねばなりません。

名古屋大学では、1987 年に全構成員の過半数の賛同を得て「名古屋大学平和憲章」を制定しました。私たちはいまここに、あらためてその主意を確認したいと思います。

「大学は、戦争に加担するというあやまちを二度とくりかえしてはならない。われわれは、いかなる理由であれ、戦争を目的とする学問研究と教育には従わない。そのために、国の内外を問わず、軍関係機関およびこれら機関に所属する者との共同研究をおこなわず、これら機関からの研究資金を受け入れない。また軍関係機関に所属する者の教育はおこなわない。」

「大学における学問研究は、人間の尊厳が保障される平和で豊かな社会の建設に寄与しなければならない。そのためには、他大学、他の研究機関、行政機関、産業界、地域社会、国際社会など社会を構成する広範な分野との有効な協力が必要である。学問研究は、と

1/2

きの権力や特殊利益の圧力によって曲げられてはならない。社会との協力が平和に寄与するものとなるために、われわれは、研究の自主性を尊重し、学問研究をその内的必然性にもとづいておこなう。学問研究の成果が人類社会全体のものとして正しく利用されるようにするため、学問研究と教育をそのあらゆる段階で公開する。社会との協力にあたり、大学人の社会的責任の自覚に立ち、各層の相互批判を保障し、学問研究の民主的な体制を形成する。」

名古屋大学学術憲章※が求める「勇気ある知識人」の一人として、すべての名古屋大学人それぞれが、戦争を目的とする、あるいはそれにつながる研究と教育に加担しないことを求めます。

＜ http://nu-anti-war.wix.com/main#!blank-2/is5bl ＞

2/2

※（資料 6）

こういう宣言をきょう、この会場に集まっている皆さんで一緒に確認したいと思います。もしご賛同いただけましたら、拍手をお願いいたします。（拍手）

ありがとうございます。案のところを取り、役員会、評議員、それから総長に送付します。それから、名古屋大学人の会のホームページにもアップします。もし興味がある方はぜひこれをまた確認したり、見てください。役員会がどういう反応をするかは、これから私たち自身が逐一監視をしていかなければいけないものですし、1回書いたからといって、これが常に実行されるわけではありませんので、私たち自身がこういう形で常に見守っていかなければいけない。そういう意味では憲法と全く一緒の宣言だと思っています。

きょうは長い時間になりましたが、たくさんの方にお集まりいただきましてありがとうございます。それから、益川先生に大きな拍手を。（拍手）

どうもありがとうございました。

資料１　新潟大学「科学者行動規範・行動指針」

科学者行動規範・行動指針

平成 18 年 12 月 15 日制定
平成 27 年 10 月 16 日一部改正
新潟大学

新潟大学の科学者行動規範

科学は科学者の自由な発想と着実な努力の上に成り立つ。このため科学者には学問の自由が与えられ自らの専門的な判断に従って真理を探求することが許されている。このような社会から寄せられた信頼は科学研究が人類の共有する知的資産を生み出してきたことに由来しており先達の努力の賜物である。一方でこれ らの社会的認知は科学者が自ら社会からの期待を理解しその負託に応えるだけの気概と倫理的責任感を持つことによってはじめて持続されるものである。特に国立大学法人は研究組織であるとともに国から大きな支援を得て次代の科学者を育てる教育機関であることに鑑みると本学に属する科学者の倫理的責 任は重い。
本学の科学者はその分野を問わずこのような社会からの認知に応えるべく努力を続けているが同時に科学の健全な発展のために日本学術会議に代表される全国の科学者の声明に呼応してこのたび自律的な行動指針を策定した。

科学者の行動指針

1．科学者の責任と行動

科学者は自らの生み出す知的資産の質を担保するとともにその結果が人類の健康と福祉社会の安定と安寧地球環境の保全に及ぼす影響についての責任を有する。
科学者が生み出した成果は次の世代の科学者に引き継がれ豊かな人類社会の実現に寄与する。従って各々の科学者の行動は自らの世代のみでなく後続の成果をも左右することに鑑み大きな責任を持つことについての洞察力を持って行動することが求められる。

1/2

2. 説明と公開

科学者は自らが携わる研究の学術的・社会的意義について説明する義務を負う。さらに公表した成果についての研究データ調査データを記録かつ保存し求めに応じて公開する責務を負い捏造改ざん盗用などの不正行為は行わないと同時に疑いを招く行動には加担しない。

3. 法令および実験倫理の遵守

科学者は研究の立案・実施にあたって法令や関係規則を遵守するとともに研究費の適正な使用等の社会的責任を果たす。さらに研究協力者の人格人権を尊重し個人情報の管理に留意するとともに遺伝子組換え・動物実験等を含む実験倫理を遵守する。

4. 軍事への寄与を目的とする研究

科学者はその社会的使命に照らし教育研究上有意義であって人類の福祉と文化の向上への貢献を目的とする研究を行うものとし軍事への寄与を目的とする研究は行わない。

5. 利益相反

科学者は自らの研究の成果と自ら獲得しうる社会・経済的利益とのかかわりにおいて社会からの疑念を招かないように十分な注意を払う。
以上に示した行動規範の遵守に資する環境を大学として整備するために研究機関として上記行動規範および指針の周知徹底を図るとともに研究 倫理教育を進める。さらに不適切な行動のおそれがある場合に対処するための相談窓口調査組織審議機関などを含む組織的体制を整備する。

※平成 27 年 10 月 16 日付で 科学者の行動指針を一部改正し「4. 軍事への寄与を目的とする研究」として軍事への寄与を目的とする研究を行わないことを定めた。

2/2

＜出所：新潟大学 HP ＞
(http://www.niigata-u.ac.jp/contribution/research/policy/action/)

資料２ 「安全保障技術研究推進制度への広島大学の対応について」

「『軍学共同』反対シンポジウムー平和のための学術を求めてー」
主催：安全保障関連法に反対する学者の会
日時：2016 年 5 月 29 日 13 時～
会場：京都大学法経本館 1F 第 4 教室
【第 2 部】防衛省安全保障技術研究推進制度をめぐって
≪メッセージ≫吉田 総仁 氏（広島大学 副学長）
「広島大学はどう対応したか」

安全保障技術研究推進制度への
広島大学の対応について

広島大学は、原爆で被災した中から復興した大学として、平和を希求する精神をもっとも重要な理念とし、戦争を目的とした科学研究は行わないことを明らかにしています。

本学の科学者等の行動規範には次のような記載があります。

科学研究に携わる者は平和を脅かす行為を排し、科学によって世界の平和に貢献できるように最善の努力を行う。

こうした理念に基づき広島大学では、平成 27 年 8 年度の防衛省防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度には応募しないことを役員会で決定して、研究担当理事・副学長から全学の教員研究評議会に報告しています。

なお、このことについて、教育研究評議会メンバーからは、異論がなかったことを付言させて頂きます。

2016 年 5 月 23 日
吉田 総仁

資料３　日本学術会議「科学者行動規範」

平成 18 年（2006 年）10 月 3 日制定
平成 25 年（2013 年）1 月 25 日改訂

科学者の行動規範

日本学術会議

科学は、合理と実証を旨として営々と築かれる知識の体系であり、人類が共有するかけがえのない資産でもある。また、科学研究は、人類が未踏の領域に果敢に挑戦して新たな知識を生み出す行為といえる。

一方、科学と科学研究は社会と共に、そして社会のためにある。したがって、科学の自由と科学者の主体的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提として、初めて社会的認知を得る。ここでいう「科学者」とは、所属する機関に関わらず、人文・社会科学から自然科学までを包含するすべての学術分野において、新たな知識を生み出す活動、あるいは科学的な知識の利活用に従事する研究者、専門職業者を意味する。

このような知的活動を担う科学者は、学問の自由の下に、特定の権威や組織の利害から独立して自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受すると共に、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する。特に、科学活動とその成果が広大で深遠な影響を人類に与える現代において、社会は科学者が常に倫理的な判断と行動を為すことを求めている。また、政策や世論の形成過程で科学が果たすべき役割に対する社会的要請も存在する。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故は、科学者が真に社会からの信頼と負託に応えてきたかについて反省を迫ると共に、被災地域の復興と日本の再生に向けて科学者が総力をあげて取り組むべき課題を提示した。さらに、科学がその健全な発達・発展によって、より豊かな人間社会の実現に寄与するためには、科学者が社会に対する説明責任を果たし、科学と社会、そして政策立案・決定者との健全な関係の構築と維持に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律するための倫理規範を確立する必要がある。科学者の倫理は、社会が科学への理解を示し、対話を求めるための基本的枠組みでもある。

これらの基本的認識の下に、日本学術会議は、科学者個人の自律性に依拠する、すべての学術分野に共通する必要最小限の行動規範を以下のとおり示す。これらの行動規範の遵守は、科学的知識の質を保証するため、そして科学者個人及び科学者コミュニティが社会から信頼と尊敬を得るために不可欠である。

Ⅰ．科学者の責務

（科学者の基本的責任）

1　科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという

責任を有する。

(科学者の姿勢)

2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の科学者)

3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

Ⅱ. 公正な研究

(研究活動)

7 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。科学者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

8 科学者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

9 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

（他者との関係）

１０ 科学者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。

Ⅲ．社会の中の科学

（社会との対話）

１１ 科学者は、社会と科学者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、科学者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

（科学的助言）

１２ 科学者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、科学者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

（政策立案・決定者に対する科学的助言）

１３ 科学者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。科学者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

Ⅳ．法令の遵守など

（法令の遵守）

１４ 科学者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

（差別の排除）

１５ 科学者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

（利益相反）

１６ 科学者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

（以上）

3/3

＜出所：日本学術会議 HP ＞（http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/）

資料４　日本学術会議
「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決議の表明（声明）」

1950 年 4 月 28 日
日本学術会議第 6 回総会

戦争を目的とする科学の研究には
絶対従わない決意の表明（声明）

日本学術会議は、1949 年 1 月、その創立にあたつて、これまで日本の科学者がとりきたつた態度について強く反省するとともに科学文化国家、世界平和の礎たらしめようとする固い決意を内外に表明した。

われわれは、文化国家の建設者として、はたまた世界平和の使として、再び戦争の惨禍が到来せざるよう切望するとともに、さきの声明を実現し、科学者としての節操を守るためにも、戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わないというわれわれの固い決意を表明する。

＜出所：日本学術会議 HP ＞（http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/）

資料５　日本学術会議
「軍事目的のための科学研究を行わない声明」

1967 年 10 月 20 日
日本学術会議第 49 回総会

軍事目的のための科学研究を行わない声明

われわれ科学者は、真理の探究をもって自らの使命とし、その成果が人類の福祉増進のため役立つことを強く願望している。しかし、現在は、科学者自身の意図の如何に拘らず科学の成果が戦争に役立たされる危険性を常に内蔵している。その故に科学者は自らの研究を遂行するに当って、絶えずこのことについて戒心することが要請される。

今やわれわれを取り巻く情勢は極めてきびしい。科学以外の力によって、化学の正しい発展が阻害される危険性が常にわれわれの周辺に存在する。近時、米国陸軍極東研究開発局よりの半導体国際会議やその他の個別研究者に対する研究費の援助等の諸問題を契機として、われわれはこの点に深く思いを致し、決意を新たにしなければならない情勢に直面している。既に日本学術会議は、上記国際会議後援の責任を痛感して、会長声明を行った。

ここにわれわれは、改めて、日本学術会議発足以来の精神を振り返って、真理の探究のために行われる化学研究の成果が叉平和のために奉仕すべきことを常に念頭におき、戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わないという決意を声明する。

＜出所：日本学術会議 HP ＞（http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/）

資料６　名古屋大学平和憲章（1987.2.5 制定）

1987 年２月５日

名古屋大学平和憲章

わが国は、軍国主義とファシズムによる侵略戦争への反省と、ヒロシマ・ナガサキの原爆被害をはじめとする悲惨な体験から、戦争と戦力を放棄し、平和のうちに生存する権利を確認して、日本国憲法を制定した。

わが国の大学は、過去の侵略戦争において、戦争を科学的な見地から批判し続けることができなかった。むしろ大学は、戦争を肯定する学問を生みだし、軍事技術の開発にも深くかかわり、さらに、多くの学生を戦場に送りだした。こうした過去への反省から、戦後、大学は、「真理と平和を希求する人間の育成」を教育の基本とし、戦争遂行に加担するというあやまちを二度とくりかえさない決意をかためてきた。

しかし、今日、核軍拡競争は際限なく続けられ、核戦争の危険性が一層高まり、その結果、人類は共滅の危機を迎えている。核兵器をはじめとする非人道的兵器のすみやかな廃絶と全般的な軍縮の推進は、人類共通の課題である。

加えて、節度を欠いた生産活動によって資源が浪費され、地球的規模での環境破壊や資源の涸渇が問題となっている。しかも、この地球上において、いまなお多くの人々が深刻な飢餓と貧困にさらさ

1/4

れており、地域的および社会的不平等も拡大している。「物質的な豊かさ」をそなえるようになったわが国でも、その反面の「心の貧しさ」に深い自戒と反省がせまられている。戦争のない、物質的にも精神的にも豊かで平和な社会の建設が、切に求められている。

今、人類がみずからの生みだしたものによって絶滅するかもしれないという危機的状況に直面して、われわれ大学人は、過去への反省をもふまえて、いったい何をなすべきか、何をしうるか、鋭く問われている。

大学は、政治的権力や世俗的権威から独立して、人類の立場において学問に専心し、人間の精神と英知をになうことによってこそ、最高の学府をもってみずからを任じることができよう。人間を生かし、その未来をひらく可能性が、人間の精神と英知に求められるとすれば、大学は、平和の創造の場として、また人類の未来をきりひらく場として、その任務をすすんで負わなければならない。

われわれは、世界の平和と人類の福祉を志向する学問研究に従い、主体的に学び、平和な社会の建設に貢献する有能な働き手となることをめざす。

名古屋大学は、自由闊達で清新な学風、大学の管理運営への全構成員の自覚的参加と自治、各学問分野の協力と調和ある発展への志向という誇るべき伝統を築いてきた。このようなすぐれた伝統を継承し、発展させるとともに、大学の社会的責任を深く自覚し、平和の創造に貢献する大学をめざして、ここに名古屋大学平和憲章を全構成員の名において制定する。

2/4

1. 平和とは何か、戦争とは何かを、自主的で創造的な学問研究によって科学的に明らかにし、諸科学の調和ある発達と学際的な協力を通じて、平和な未来を建設する方途をみいだすよう努める。

その成果の上に立ち、平和学の開講をはじめ、一般教育と専門教育の両面において平和教育の充実をはかる。

平和に貢献する学問研究と教育をすすめる大学にふさわしい条件を全構成員が共同して充実させ、発展させる。

2. 大学は、戦争に加担するというあやまちを二度とくりかえしてはならない。われわれは、いかなる理由であれ、戦争を目的とする学問研究と教育には従わない。

そのために、国の内外を問わず、軍関係機関およびこれら機関に所属する者との共同研究をおこなわず、これら機関からの研究資金を受け入れない。また軍関係機関に所属する者の教育はおこなわない。

3. 大学における学問研究は、人間の尊厳が保障される平和で豊かな社会の建設に寄与しなければならない。そのためには、他大学、他の研究機関、行政機関、産業界、地域社会、国際社会など社会を構成する広範な分野との有効な協力が必要である。

学問研究は、ときの権力や特殊利益の圧力によって曲げられてはならない。社会との協力が平和に寄与するものとなるために、われわれは、研究の自主性を尊重し、学問研究をその内的必然性にもとづいておこなう。

3/4

学問研究の成果が人類社会全体のものとして正しく利用されるようにするため、学問研究と教育をそのあらゆる段階で公開する。

社会との協力にあたり、大学人の社会的責任の自覚に立ち、各層の相互批判を保障し、学問研究の民主的な体制を形成する。

4. われわれは、平和を希求する広範な人々と共同し、大学人の社会的責務を果たす。平和のための研究および教育の成果を広く社会に還元することに努める。

そして、国民と地域住民の期待に積極的に応えることによって、その研究および教育をさらに発展させる。

科学の国際性を重んじ、平和の実現を求める世界の大学人や広範な人々との交流に努め、国際的な相互理解を深めることを通じて、世界の平和の確立に寄与する。

5. この憲章の理念と目標を達成するためには、大学を構成する各層が、それぞれ固有の権利と役割にもとづいて大学自治の形成に寄与するという全構成員自治の原則が不可欠である。われわれは、全構成員自治の原則と諸制度をさらに充実させ、発展させる。

われわれは、この憲章を、学問研究および教育をはじめとするあらゆる営みの生きてはたらく規範として確認する。そして、これを誠実に実行することを誓う。

4/4

＜出所：名古屋大学学術機関リポジトリ HP ＞
（http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/bitstream/2237/17239/1/430.pdf）

高知大学賃下げ反対訴訟・意見書
ー政府からの賃下げ要請に言いなりの対応措置を行うことは大学の自治の形骸化を示すものであるー

高知大学名誉教授
全国大学高専教職員組合 元中央執行副委員長
青木　宏治

専門は憲法および教育法。基本的人権の保障と司法救済のあり方、公教育における権利のあり方などの研究。

高知大学では2012年5月から2014年4月まで、国家公務員と同様に平均7.8%の給与減額が行われました。開始時期こそ1ヵ月遅れたものの、基本的に文科省の要求に「満額回答」です。しかも他大学で実施されている減額幅の圧縮や、手当・有給の増加といった代償措置も皆無でした。最大の問題は、大学側が団体交渉において給与減額に関するシミュレーションを一切示さなかったこと、つまり予算を工夫して減額幅を圧縮する努力を行わなかったことです。

我々は現在訴訟中ですが、このたび青木宏治先生に憲法学からの意見書をお願いしました。その理由は、給与減額は労働問題であると同時に、憲法で保障された「大学の自治」の問題でもあると考えたからです。文科省の単なる「要請」で給与減額が実施されるなら、人事や研究内容といった事項まで文科省の言いなりになりかねないのではないでしょうか。（高知大学　岡田健一郎）

１　日本国憲法における「学問の自由」と「大学の自治」

憲法２３条学問の自由が守られるべき大学は、学問や科学の研究の伸展を図り、それらの成果に基づく意見、論理が尊重されるべき機構、場所、空間として維持されるべきである。政治的統治支配から独立し、組織的、人的、財政的に自立性、自律性が保障されることが大学の使命遂行に必要不可欠であるという認識に基くことから、大学の自治の原理が世界の大学に適用されている。それは、世界各地の歴史の中での学問研究や教育への弾圧、異端排除、少数意見への差別等の反省を集約するものである。それぞれの経験の違いがあることから自治の内容に差異をもたらしている。

では、そこで日本国憲法２３条学問の自由は、誰の、何からの自由が保障されるべきか、いかに大学に具体的なルールとして適用されるべきか、の意味の確認を行う。

ア　憲法２３条学問の自由の歴史的由来

わが国の大学は、その起源において「富国強兵」「殖産興業」等の近代国家興隆に向けての官許の学問の育成を主要目的にしてきたことは明らかである。そして、大日本帝国憲法は、学問の自由を特に規定していなかった。この大日本帝国憲法下で表現の自由、具体的には言論、出版、集会等の自由は、反戦や社会主義の思想、皇国批判等に対する抑圧、弾圧の事例は多くあり、ずっと繰り返されてきた。大学の教員に関する言論弾圧事件は、京都大学法学部の滝川事件（１９３３(昭和８）年）や東大法学部美濃部達吉教授の天皇機関説事件（１９３５(昭和９）年）等は良く知られている。ここでは、大学教員の学問研究、その発表の自由、政府＝文部省、学長の役割、教授会、大学の自治等が具体的に問われた滝川事件からの教訓を概略する。

１９３２年に京都大学法学部刑法担当である滝川幸辰教授は、中央大学法学部で「『復活』を通して見たるトルストイの刑法観」というテーマの講演を

行った。文部省と司法省は、犯罪は国家組織が悪いとする無政府主義を主張するものであるとして、京都大学に調べを求めた。京都大学法学部長は、そのように理解することはできないと釈明し、返答し、事は納まった。しかし、その翌年に裁判官や裁判所職員で共産党に同調するものがいると見做した「司法赤化事件」が起きた。右翼活動家や国会議員の一部は、「司法赤化事件」の背後には帝国大学法学部の「赤化教授」がいるからであり、司法試験委員であった滝川教授を指弾した。滝川幸辰著「刑法読本」等で触れている姦通罪が妻だけに適用されていることの批判を理由に、内務省はこの著書を発禁処分にした。併せて、文部大臣鳩山一郎は、京大総長に滝川教授を罷免するように求めた。それに対して京都大学法学部教授会と京大総長は、この罷免要求を拒否したが、文部省は、文官分限令を使って滝川教授を休職処分とすることを強行した。政府、文部省の教員人事処分の介入に対して、京大法学部の教員全員が辞表を提出するという抗議行動を取った。京大の他学部の教授会や当局は、法学部の立場に賛同しなかった。京大総長は、京大法学部の対応、文部省の処分強行等に辞職することになった。

この事件は、大学教員の学問研究その発表の自由への弾圧、介入事案であるとともに大学の自治のあり方が問われた。日本国憲法の制定にあたって学問の自由の条項が盛り込まれた歴史的教訓の例であることは忘れてはならない。

日本国憲法２３条学問の自由は、学問研究、科学的探究ではその過程で権力批判、少数意見の主張等が必須であること、それらが社会の進歩、多様性、民主主義の深化につながるものであるとして、基本的人権の一つに盛り込まれた。そして、学問研究、科学的探究を目的として設置されている大学とそこの担い手教員については、外部の政治勢力や権力からの支配介入を認めず、大学の自律的な人事決定、とりわけ大学教員の不利益な処分には、同僚審査を不可欠とするルールを制度化した。採用、昇任、懲戒、転任、退職等を「教授会の審議事項」であり、懲戒については「評議会」の議決が必要とされることになった。人事に関する「教授会自治」のルールである。これらは、評議会の設置に関する特例法、学校教育法にそれぞれ規定が置かれた。

大学の自治は、大学のガバンスの組織原理に組み込まれたものであり、学問や科学の研究の探求の場として、民主主義に基づく組織編制、意思形成・決定過程のルールとして定着したものである。大学の基礎単位を学部とし、その学部での民主主義として直接民主主義として学部教授会による審議、決定を尊重することにした。しかし、明治期の帝国大学の組織を継承する講座制の研究組織やそれをモデルとする地方国立大学等では、教授のみによる教授会が開かれ、人事については、こうした閉鎖的な「教授教授会」が１９７０年代の改革課題であった。

１９８０年代のいわゆる「大学改革」が唱導されるなかでは、大学の自治は、いわゆる大学の大衆化の進む中で経済社会の求める「人材養成機能」の転換・強化による学部、学科の再編や高度専門職人養成という理工系大学院研究科の拡張等をトップ･ダウン（改革推進の中心は政府および学長を想定）で進めるという圧力がかけられてきた。このコーポレート・ガバナンスに倣った改革手法にとっては、「教授会の自治」、「評議会の承認による大学の決定」ということがじゃまな障壁となることから、これらへの批判、攻撃が繰り返された。政府・文科省の改革要求を推進しようとする学長等に反対をし、社会の変化、ニーズへの適応を阻害する守旧派集団として「教授会」を名指しで非難する例も少なくない。しかし、国立大学の運営組織は研究教育組織として学部とその学科、コース、大学院の研究科、専修組織等基礎組織をもち、入試、教育課程、学生相談、就職支援、社会連携等さまざまの組織を機能目的に応じて編制していて、その集約組織として「教授会」があると言える。それらは学部・学科・研究科の組織改編、入試改革、教育課程改革、学生支援等の論議を行い、「改革疲れ」、「会議疲れ」から解放して欲しいとの声は数十年、国立大学の教員の実感からの声である。１９５０年代の「教授会の自治」が前提とする大学の基礎組織としての「学部教授会の自治」という最終意思決定権をもった教授会の自治は、変容している。大学の改革企画、意思決定の中心をどこにするか、構成員の民主主義的意思を活かすにはどうすればよいか、はたくさんの大学で多層的で分散的に行われている。それは組織の規模、研究領域の特性、学生の進路の変化等から、一律的な一元処理は

不向きであると言える。２０１５年に行われた学校教育法の改定による「教授会のアジェンダの制限」や「学長への一元化」は大学の理念を活かすことができず、長期的な展望を拓く組織とはいえず、学問研究、科学研究の探求を進める組織としては行き詰まることは間違いない。

イ　日本社会における大学制度は、高度経済成長期の中で高等教育への進学希望者の増加を受けて私立大学の新増設、短期大や学の新設を中心に拡張してきた。その中にあって、国立大学は、それほど大幅な学生人数の増加をせず、どの地域でも、幅広い分野に相対的には低額の授業料で大学にアクセスできるという高等教育を受ける機会の保障がなされてきた。国立大学は、日本国憲法２３条学問の自由の保障のある組織ではあるが、法制上は国の行政組織の一部ということで国立大学の組織編制や人的構成、財政、中心的活動である研究分野、教育課程等は「学問の自由」の保障にもかかわらず、国の許認可、監督の下に置かれる事項が多い。個々の国立大学は、一般行政との比較で「自治」と言われるものは、学長の選任、教員の採用・昇任・異動の本人の同意、学部長･学科長･研究科長の選任、学生の合否判定、成績判定、学内の予算配分等にとどまる。これらと対象的には、大学の学部、学科等の教員の人数、定数というは、定数法で規定され、学部・学科・研究科等の編制については、設置基準（省令）で決められているし、財政については配分基準がある。教職員の給与は国家公務員の給与法によるものであった。そして、個々の国立大学が改革の構想を立て、それを実現するためには、学部や学科、研究科を変えるためには国の行政組織であることから、構成人数の変更、財政の変更等については、毎年度の概算要求として申出て、それぞれ許認可を受けなければならなかった。こうした国立大学が国の行政組織の一部に置かれることで、大学の政府からの「自立性」、大学構成員の「自律性」、学問研究、科学研究の探求、教育研究の工夫という「自主性」の「大学の自治」が著しく制約されていることであったので、いく度となく、国立大学の「独立法人化」の提案があった。

ウ　１９８４年に臨時教育審議会は、国立大学の改革の方向として「自主・自立体制の確立」と「教育研究の特質に応じた柔軟・活発な運営」を可能とする特殊法人の構想を提案した。しかし、その後この構想は活かされず、現行の国立大学法人の根拠法である国立大学法人法は、１９９７年に行政改革会議の最終報告で提案された国の行政組織・サービスの減量化、事務事業の効率化のための独立行政法人法の原則の上に乗るものとなった。独立行政法人とは、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一つの主体に独占しておこなわせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせる」ことを目的とするものである。ここで国立大学法人は、その目的から大学の「自主性・自立性」および「教育研究の特質」と活かした柔軟・活発な運営という理念と行政改革としての減量化（アウトソーシング）と社会経済のニーズに適合する効率化という矛盾する理念が拮抗する形である。

内田樹氏と杉野剛氏―文部科学省の中で高等教育関係担当が長い役人との対談がこの本に所収されている。その中で大学改革の病理を内田氏が指摘している。内田樹『ウチダ式教育再生　街場の大学論』角川文庫、２０１０年

内田　大学組織が巨大化すると、中枢で舵をとれるのは結局ビジネスマンしかいないんです。経営能力のある人に人事権も予算配分権も情報も集中する。でも、教育の現場を知らない、教壇に立ったことがない人が全体をコントロールするようになると、大学はダメになる。毎週教壇にたって授業して、学生たちとときどき居酒屋で酒飲んでいるみたいな人が組織の中枢から排除されてしますと、経営と現場がどんどん乖離してゆく。学生の顔が見えなくなると、学生たちはただの「授業料支払者」になってしまう。年間何十万円かの授業料を払うクライアントとしか見られなくなる。でも、顔と顔を突き合わせて授業してたら、学生はクライアントなんかじゃないということは骨

身に沁みるはずです。「何人入学させると、いくら納付金が入ってくるか」を考える人間では、考えていることが違うんです。結局のところ、これまで何度も言ってきましたが、規模の問題なんですよね。規模がでかくなると、ビジネスマンにしか組織をコントロールできない。学者が巨大組織の経営なんかできるはずがない。そんな訓練受けてないんですから。だから、「学者でもできる小商い」でいくしかないんでしょうといってるんです。

杉野　前回、対談したときもダウンサイジングが議論になりましたが、一つ一つの単位を小さくしていくという方法もあるかもしれません。それをゆるやかに統合する。

内田　そうです。文科省の人がそういってくれると嬉しいですね。一つ一つの単位を適正なサイズにして、自立性を持たせていってゆるやかに統合する。アカデミアはどんなことがあっても中枢的に管理されるべきではありません。たとえば、いつでも誰でも入れる図書館と、カードキーがなければ入れず、利用できるのは９時から５時までという図書館と２つの図書館があったとして、２０年後の両方の利用者の知的達成を比較してみたら、たぶん天と地ほどの差が出てくると思います。「管理がゆるい」というのは高等教育機関の必須条件なんです。学問の府というのは原理的には「万人の訪問に開かれている」べきなんです。

杉野　良い話ですね。僕らはそういう大学に憧れて、大学政策に取り組んできたのですが、いま、いたる所にゲートが作られていますね。」（３２８～３２９頁）

２　国立大学法人制度における大学の自治

国立大学法人法に基づく国立大学の自立性・自律性・自主性は、どれほど維持されているか。換言すれば、国立大学法人制度において大学の自治はどのように保障されているか、を問うことである。

ア　国立大学法人法が国会で制定される時に、衆院、参院ともに異例とも言える数の付帯決議が付けられた。それらは、行政組織の改革としてなされた独立行政法人通則法による「独立行政法人」の原則では、学問・科学の研究、教育を遂行する大学を適正に運営できないのではないか、という危惧の表明であった。国立大学法人法は、その名称から「行政法人」とは別のような外見をとっているが、政府・文部省との関係、財政運営、中期計
画・点検評価の許可等を通しての基本的制度において相当の基幹部分が行政法人的性格を帯有していると言えよう。

国立大学法人法３条は、「国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。」と規定している。先の付帯決議には、大学の自治、大学の研究・教育の特性を配慮することを指摘する項目は多い。国立大学協会も大学の特性として「自立性、自律性」が不可欠であることを強調している。しかし、国立大学法人制度は、法制上からしても運営上からしても、憲法の学問の自由、大学の自治のルールを踏まえたものになっているか、と言えば、反対ないし対立するものになっていると言える。すなわち、行政組織としての法人ルールと公企業のコーポレート・ガバナンス（企業統治）の管理運営手法の組み合わせによる新たな行政管理統治によって、大学の自治は窒息させられていると言える。新しい行政管理統治は、New Public Management （NPM）というものであり、目標・評価・成果達成を指標管理する手法であり、多くの場合にPlan-Do-Check-Action という PDCA サイクルといわれる。国立大学法人では６年をサイクルとしている。

国立大学法人制度の案が提案され、制度設計を論議している時に、多くの学長が国の行政組織の一部を構成する国立大学の不自由さから免れ、法人格を持って自律的に大学運営をできるようになる、と言って賛成を説いた。政府・文科省の監督下での「大学の自治」から規制緩和で国立大学の自主性・自律性が生まれ、その自由に基づいての大学のビジョンを創れるという淡い望みを語った学長は少なくない。

イ　国立大学は、目標・計画・評価により、政府・文科省の介入支配を受けている。国立大学法人化は、国の行政組織としての直轄の許認可監督と概算要求の制約から「規制緩和」がなされ、自立の目標・計画をもち、専門的知見をもつ第三者の評価を受けることになり、自立性の拡充となると説明された。独立行政法人一般では、中期目標・中期計画・評価を行政法人を設置する所管官庁が監督官庁の立場で目標・計画を制定し、評価を実施する。それに対して、国立大学法人の場合には、文科大臣が６カ年の達成すべき業務運営の中期目標を定めて公表し、各国立大学法人がその目標の達成方法の計画を文科大臣に認可を受けることになっており、その際に、文科大臣は、各大学の意見を聴取し、国立大学評価委員会の意見を聴かなければならない（国立大学法人法９条、３０条３項、３１条３項）。

この目標の作成、計画の策定、第３者の評価委員会の評価という仕組みは、どこまで国立大の自立性を維持するものになっているか。個々の国立大学は、法人制度が行政組織の減量化（アウトソーシング）とコーポレート・ガバナンスという即時的な効率的成果を求める力と学問、科学研究の伸展をはかるための自立性の確保との競合、拮抗の立場に置かれ、国立大学は、後者の原則を優先するべきであることは繰り返し大学人から主張されている。

実際の中期目標、中期計画は、どのような内容で国立大学の自立性は、どのように確保されているか、あるいは、文部科学大臣の介入支配はどのようなものか、を制度運用から見てみよう。

中期目標について、法人法３０条で文科大臣は国立大学法人の６年間の達成すべき業務運営の中期目標を定め、それぞれの国立大学法人に示し、公表することを規定している。その中期目標の項目は以下のものとされている。

一　教育研究の質の向上に関する事項
二　業務運営の改善及び効率化に関する事項
三　財務内容の改善に関する事項
四　教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
五　その他業務運営に関する重要事項

中期計画について、法人法３１条で国立大学法人は、前述の文科大臣の定めた中期目標を達成するための計画を作成して、文科大臣の認可を受けることを定めている。この中期計画の内容は次のような事項について定めることになる。

一　教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
二　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
三　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
四　短期借入金の限度額
五　重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
六　剰余金の使途
七　その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

現在では、中期目標がＡ４用紙で１０頁前後で作成され、中期計画については２０頁から３０頁ほどで定められている。項目は、一見すると抽象的で概括的であるようであるが、実体と積み上げの変化を見ていくと極めて詳細なものである。そして、国立大学の全体あるいは個々の国立大学のそれらを

みると規模、学部構成等での特徴はあるが、自立性をもった個性は極めて少ないと言える。こうした制度から見ると、国立法人制度は、基本的には「行政法人」組織の原則により傾斜したものであり、小枝ほどのところで大学の自立性が添えられていると言える。

３　本件賃下げの検討

それでは、憲法上保障される「大学の自治」の観点から、本件で問題となっている高知大学の賃下げはどのように評価されるだろうか。

そもそも本件の発端となったのは政府・文部科学省からの賃下げ要請であるが、これは何ら法的拘束力を持たない「お願い」に過ぎない。なぜなら運営費交付金は「渡しきり」の性格を持つものであって、大学がそれをどのように学内で配分するかにつき、原則として政府は指示することができないためである。憲法学説でも「予算管理の自治（財政自治権）をも自治の内容として重視する説が有力」とされている（芦部信喜『憲法（第６版）』岩波書店、２０１５年、１７１頁）。仮に政府の要請に反して運営費交付金等を学内で配分する大学があったとしても、政府は制裁を加えたり、次年度以降の予算配分等で不利益を与えたりすることは許されない。

したがって、大学は運営費交付金をはじめとする資金をどのように配分するかにつき、「大学の自治」というルールに沿って決定することが求められる。ちなみに、国立大学法人制度のメリットとして公務員給与法制ではなく民間給与決定方式にすることで硬直的な人事・勤務条件の縛りから外れ、大学の自主的・自律的に弾力的な給与等の制度設計を導入できることが強調された。その際、人件費・賃金の決定については労働契約法をはじめとする労働法の諸原則が当然遵守されなければならない。だが、本件における実際の賃金決定過程は、公務員給与を減額するのだからそれと横並びで賃金をさげなさいという「お願い」に自主性を捨て、教職員の自律的決定に背くものであり、国立大学法人の賃金決定の法原則を逸脱するものであった。

本件賃金に関する高知大学教職員組合との団体交渉において、大学側は「可能な限り政府の要請に沿った賃金の値下げありき」という方針に固執し、減額幅の緩和や代替措置等を真剣に検討する姿勢に欠けていた。そのことは大学の管理運営の原則を侵害し、また、大学の管理運営の責任者が負う教職員の勤務条件を守るべき誠実さを欠くものと言える。政府の要請に反する方針をとった場合、後々予算等の面で報復を受けることを恐れた可能性や、そもそも予算を工夫して賃下げを緩和する意思や能力が大学側に欠けていた可能性等が考えられる。これこそが大学管理運営の原則である自主性・自立性を没却した悪しき「忖度」か、従属姿勢の表れと言わざるを得ない。

いずれにしても、高知大学が政府・文科省の賃下げ要請にほぼ「満額回答」で応えたことは、「大学の自治」の観点から大きな禍根を残すといわざるを得ない。なぜなら、賃金は研究・教育にとって基礎的条件であり、賃金の決定は「大学の自治」の中核の一つに位置づけられるべき事項である。それが、形式的には「大学自身の決定」という体裁をとりながら、実質的には政府・文科省の要請によって決定されることが許されるのならば、研究内容や研究者の人事といったその他の事項にさえ政府・文科省が実質的に介入できることになるからである。したがって、本件においてそもそも政府・文科省の「要請」それ自体が「大学の自治」の観点から許容できないと同時に、大学はこのような「要請」を考慮してはならなかった。よって本件賃下げは「大学の自治」の観点から見て許容されないといわざるを得ない（労働法の観点から見ても本件賃下げに問題があると考えるが、本意見書では触れない）。

4　おわりに

前述したように、国立大学法人制度において国立大学は、政府・文科省に介入支配で浸食されている。国立大学は、学問や科学の研究を追究することを任務とする組織として存続するためには、政府やさまざまな外部の集団から自立性を維持し、それを損壊する力に対峙し、学問や研究の担い手たちの自律を維持することがその伸展を左右する。

本件訴えの教職員の給与減額措置は教職員の給与という不当な経済的損害という側面と併せて、政府・文科省と国立大学の関係でいかに自立性が浸食され、国立大学に勤務し、その職務に励むものにとって大学の保持すべき矜持、精神的原則を失わさせていると言える。政府・文科省による賃金の減額「要請」は、大学の財政の多くが国の財政で運営されている国立大学なのだからコンプライアンス上から言っても当然だと説かれることがあるが、それは権力への従順さを示すものに過ぎない。国立大学がその特性、原則からすれば、国立大学の法令コンプライアンスは、国立大学の自立性を命とするべきである。それは裁判において最高裁判所の先例、上級審の判例にコピー判決を下すことではなく、人権と正義、良心にしたがって判断し、判決すること、これが司法の独立であり、司法権における自立性の意義であろう。大学の指導役員、リーダーたる者が政府や外部の力に「従属の心」による妥協することは、学問や科学の研究を追究する人々の精神を蚕食するものである。

以上

18歳が選挙権を持つ意義

名古屋大学大学院法学研究科 教授
本　秀紀

専門は憲法。憲法秩序における政党の位置づけ、民主政の規範理論、「市民的公共圏」の憲法学的分析などの研究をすすめている。

「大学の＜知＞の現在を考える」名大アゴラ・連続セミナー（第3回）より
※当日配布のレジュメは54頁以降に掲載
㊟ 編集部の責任で講演原稿をまとめさせていただきました

はじめに

皆さん、こんにちは。名古屋大学法学部で憲法を教えている本秀紀です。私は憲法の観点から民主主義を研究しており、名大アゴラのチームの中では民主主義グループに入っています。今日は、選挙前なので、18歳選挙権についてお話いたします。

本日6月23日は、沖縄慰霊の日で、沖縄戦が終結した日で、追悼式典が行われました。安倍首相も来賓として出席して、「沖縄県民の負担について軽くするように努力して」みたいなことを言っていましたが、最近、元海兵隊員による女性殺害事件があったので、県民からは「帰れ！」とか言われていました。これは、基地の負担を沖縄に押し付けてきた日本の民主主義の在り方が今も問われ続けているのだと思います。今回の選挙では、それほど大きな争点になっていませんが、本土でこそ、この問題は争点になるべきだと

思います。

7月10日に行われる参議院選挙が、昨日、公示になりました。その争点を政権側は隠そうとしていますが、新聞などでは、改憲派が3分の2を確保するかどうかに争点があると言っています。衆議院ではもう（改憲派が）既に3分の2を超えているので、もし参議院でも3分の2を確保すれば、安倍首相は選挙で信を得たという形で改憲の議論や発議に向けて邁進すると予測されます。

大雑把に言うと、野党4党で54議席を確保しないと、改憲派が3分の2以上になってしまいます。野党4党の改選議席は50ですので、4議席増やさないといけない。非常に厳しい状況です。参議院の選挙制度は半数改選で121議席。うち選挙区のほうが73で、そのうち32ある一人区で勝敗を決することになります。小選挙区は、大政党に有利ですが、今回は、野党共闘と市民グループが、政党を動かす新しい状況が生まれています。

昨年の夏以来の政治的うねりを見ると、新しい政治文化が選挙に持ち込まれ、それで選挙も変えようとしていると言えます。市民が政治を支え、政策形成においても市民の考えを政治の世界につないでいくことが行われようとしています。選挙は公約を通じて行われるので、例えば市民連合と候補者が政策の協定を結べば、当選したあとにはそれを実現しなければいけないという縛りが一般の公約よりも強く利きます。そういう形で新しい民主主義の状況が生まれていくだろうと思われます。

選挙前ですので、本来はそのような政治情勢を論ずるべきかも知れませんが、今日は名大アゴラらしい企画ということで、ふだんの研究の知見をベースにして、現在の状況との関わりで問題提起をすることにしたいと思っています。

「18歳が選挙権を持つ意義」というタイトルをいただきました。今回、新しく有権者となる18歳と19歳の人は240万人ぐらいです。有権者の全体から見るとわずか2%ですが、有権者の質的拡大は70年ぶりのことです。そのことが日本の民主主義に与えるインパクトについて皆さんと考えていきたいと思います。

1.「シルバー・デモクラシー」について

最初にシルバー・デモクラシーという話をします。要するに有権者は高齢者が多い。さらに投票率も高齢者のほうが圧倒的に高く、若い層はすごく低い。詳細は「衆議院議員総選挙における年代別投票率（抽出）の推移」という資料を挙げております。政治家は選挙民の欲することを優先しがちになるので、高齢者向けの政策が優遇される。だから、民主主義は、悪い言い方をすると、シルバー世代に乗っ取られているというような、多少否定的なニュアンスがあります。しかし、それは本当なのかと考えてみます。

2012年の総選挙のときのデータから作った「年齢別選挙権人口と投票者数」という円グラフでは、内側の円が有権者比で、20代の人は有権者の13%でした。外側の円が投票者比で、20代の人は投票者の8%でした。2012年の総選挙のときは投票者数の45%が60代以上で、20代と30代は合わせても22%しかありませんでした。数字だけ見ると先ほど言ったシルバー・デモクラシーの弊害が言えそうな気もします。しかし有権者数で見ると、60代以上は40%、20代、30代は29%ですから、開きがあるとも言えますが、そんなに大きな開きがあるわけではありません。しかも、60代以上というのは70代、80代、もっと上の人もみんな入るわけです。だから、少なくとも60代、70代、80代ということで言えば、むしろ20代、30代、40代のほうが数は多い。20代から見ると単純な足し算で45%になります。投票者数を引いてみても、60代以上は45%台ですが、20代から40代は38%ですので、そんなに大きな差があるわけではありません。

さらに「衆議院議員総選挙における年代別投票率（抽出）の推移」を見ても、世代別の割合でいけば、若い世代は相対的に見て昔から低いわけです。先ほどの近年の傾向を見ても大体平行移動になっているので、特別に最近の若い人の投票率が下がっているわけではありません。いま投票率が高い世代も、若い時には投票率が低かったのです。政治というものを自分の問題として感じられるようになるのは、社会で経験を積んでからです。世の中の問題に気付く人が増えてきて、ようやく、「やはり選挙に行かなければいけない」

となる。ですから、若い世代の投票率が低いのは、そんなに不思議なことではないと思います。

シルバー・デモクラシーという考え方は、ある一定の想定を前提にしています。それは、有権者は自分の利益だけに基づいて投票し、逆に代表者は、支持してくれる人の利益になることだけをするという前提です。しかしそれは、「日本国憲法」の代表観、民主主義観からすると、そのまま受け入れられる考え方ではありません。もちろん有権者が自分の利益に敏感になるのは当然ですが、同時に、自己の利益のみではなく、公共的な観点からの判断もすべきだろうと思われます。

例えば最近、「保育園落ちた日本死ね」というブログ記事が話題になりました。これは「一億総活躍社会というスローガンは立派だけれども、実際には保育園に子どもを預けられない。子どもを預けられなかったら自分は働けない。自分が働くか、子どもを育てるのをあきらめるか、どっちかしかないじゃないか」、そういう非常に痛切な叫びでした。これに対して子育て世代が敏感に反応して、「保育園に落ちたのは私だ」といってすぐに集まったのは当然です。ではその他の世代は、「私は関係ない。保育園に子どもを預けることができないという親御さんたちがいても、自分には関係ないからどうでもいい」となるのでしょうか。

あるいは大学の授業料は非常に高い。奨学金も一応ありますが、ほとんどが貸与で、しかも利子付きなので、実は借金です。大学を卒業したらただちに借金返済が待っています。そういう事情が分かれば、本当は大学に行って勉強をする力があるのに、それをあきらめる人たちも出てくると思います。これは学生や学生にならんとしている人たちだけの問題なのでしょうか。同様に、沖縄の基地負担の問題も沖縄の人たちだけの問題なのでしょうか。このように考えていくと、国政は、自己利益だけでは判断できないはずです。

「日本国憲法」は、国会議員を「国政を担う国民代表」という言い方をします。憲法第 43 条 1 項に「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを構成する」とあります。ここに込められた意味を考えると、代表者が一部の人々の利益のために働くことは想定されていません。有権者も、自分

の利益を実現することだけを考えて投票するのでは、民主主義的とは言えない。では、何が公共的観点なのか。

現実に各政党の政策を見ると、「学ぶ権利を保障し、子育て支援もしっかりする。高齢者の福祉も手厚くやります」と、総合的パッケージとなっています。仮に「若い世代は応援するけども高齢者の面倒は見ません」という若者優遇を打ち出して、若い世代の投票率を向上させようと考えても、若い世代の投票率が上がる保証はありません。逆に、先に保育園のケースで見たように、若い人たちが、自分で考えて「これは問題だ」と意識すれば、単に投票に行くだけではなく、政治に対しても、なんとかそれを変えてもらいたいと訴える形で行動するところまで行くのです。

2. 選挙権と民主主義

一つ目に、選挙権の歴史を振り返ってみます。「日本国憲法」は、国民主権の憲法です。今日、経済的に発展している国々では、一般的に「国民主権」を掲げています。国民主権とは、国民全体が主権者であるということですが、近代の始めには、教養と財産のある一部の市民による統治にすぎませんでした。憲法学の用語で言うと、「純粋代表制」です。これは、代表者が、選出母体の国民の意向とは関わりなく、全国民のために代表者が「よかれ」と思う政治を実現することが望ましい、という考えです。リンカーンの演説、あるいは「日本国憲法」の「前文」に見られるような「for the people」のみが強調されており、「by the people」ではないわけです。

ところが資本主義の発展とともに階級の分裂が起こり、「国民」と十把一絡げにされた人々の中にさまざまな利害の対立・分裂が生じてきました。すると、代表者と民意が対立する状況も生まれ、一部の教養と財産を持った人たちだけが代表となるという考え方は維持できなくなりました。そして自分たちは代表されていないと感じる人々が普通選挙運動を行うようになり、徐々に選挙権が拡大されるようになりました。

「普通選挙」は、universal 選挙の翻訳語で、誰もが選挙権を持つということです。最初は男性だけに限られていましたが、やがて男女普通選挙に拡大し、国民主権が実質化しました。それとともに「代表」の考え方も転換しました。「議会制民主主義」は、今日、当たり前になっていますが、もともと「議会制」は、国民が参加しなくても、一部の人たちだけが「全体にとってこれが利益だろう」と思うことをやっていたので、必ずしも民主主義的とは言えなかったのです。しかし「代表」観が転換したことにより、初めて「議会制」と「民主主義」が結合することになりました。この「代表」観は、代表者が有権者の意志に従うべきとする考え方です。つまり国民主権を本当に実行するためには、直接民主制が採られるべきですが、人口の多い国家では、便宜的に代表制をとるという考えです。したがって、代表者は、有権者の意志をなるべく反映しなければなりません。ただし現実には、必ずしもそれが一致するとは限らないので、代表者と有権者の意志を一致させるような、制度上ないしは運用上の工夫が行われています。

例えば、国民の間にあるさまざまな考え方の違いを選挙制度で議会の中に移し替えるような、比例代表制のような仕組みにすることや、政党ごとの公約を、選挙を通じた形できちんと守らせる、あるいは議会が国民の意志を反映しないときには、国民投票制度を導入して、国民自らが物事を決定する方法を採ることなどです。ただし日本では、憲法改正を除いては、憲法上の明文規定がないので、国民投票による意志表示は困難です。

最近では、被制度的民主主義の手法も用いられるようになってきました。つまり、選挙のときに代表者を選ぶだけではなく、そのあとに代表者が国民の声を聞いて政治を行うか、常時監視していく仕組みを通して、代表者と有権者の意志を一致させていく努力がなされるようになってきました。もしも関心がある方は、私が編集した『憲法講義』（日本評論社）をご覧になっていただければ幸いです。

資料に「各国の普通選挙が認められた年」として、男子と女子について挙げてあります。それから、「選挙権拡大直後の国政選挙の有権者比率」も挙げています。1946 年には、二十歳以上の男女すべての人に選挙権が与えられ

た戦後最初の選挙がありました。このときの有権者比率は、48.7％でした。今日では、国民全体の有権者は80％を超えています。「世界各国･地域の選挙権年齢」を見ると、選挙権が付与される年齢は、18歳以上というところがほとんどです。国によっては16歳、17歳もありますが、これまで「20歳以上」という非常に少ないグループに属していた日本も、ようやくグローバルスタンダードに追い付くところまで来ました。

選挙権獲得の歴史を見ると、一部の者、特権階層に政治を任せておけないという大衆が、政治参加への不可欠の権利として、普通選挙を闘い取ってきたという歴史があります。今日では普通選挙制は当たり前なのですが、普通選挙制が成立したことのインパクトは非常に大きかったと言えます。近代国家、あるいは近代憲法では、すべて人は「生まれながらにして自由で平等な存在」が、建前としては成立したわけですが、現実的にはそのようになっていませんでした。普通選挙制は、それを現実のものとする契機になったと思われます。「日本国憲法」の言葉で言えば、すべての人の「幸福追求権」という形で実現する前提が、普通選挙制によって出来上がったと言えるのです。

普通選挙制では、少なくとも形式的には一人一票を確保するわけです。当たり前のような感じがするのですが、非常に画期的な事柄でした。制度化されると習い性になってしまって、それがいかに意味のあることかということを意識しないようになりますが、この普通選挙権というのは、政治的共同体の一員であれば必ず確保されなければならない、そこから誰一人も排除されてはならない、これはすべての権利のベースにあるという意味で基底的権利と言えるわけです。これが成立したことによってすべての人が、同等の尊厳ある存在として承認されたのです。

近代的な人権というのは、建前としては普遍的なものです。生まれながらにして誰しもが、自由で平等な存在として人権が保障されているはずなのです。実際にはマイノリティに対する差別や排除が存在し、ある意味では「しかたのないこと」として正当化され、見過ごされてきました。これに対して選挙権は、最高裁の判例でも、一人一票を行使できないとは言ってはいけない、そういうふうに考えられてきました。

歴史的な過程において、政治に参画することによって初めて人間らしい暮らしができるということで、多くの人々が血を流しながらこの権利を獲得してきました。そのような意識が希薄化するにつれ、権利はあってもそれを行使しない人も出てきました。あるいは、選挙にあえて行かないという人もいるし、政治に期待しないということで自覚的に権利行使しない人もいます。それが投票率の低下になっています。

投票率の低下は世界的な傾向ですが、日本の場合には非常に極端です。世界の状況を見ると、イギリスでは65％超で、ドイツが70％超です。ドイツは1970年代には90％以上でしたから、70％台になったときに、「ドイツの民主主義は死んだ。えらいことになってしまった」と言われたぐらいです。オーストラリアは投票しなければ罰金が科せられる強制投票制をとっているので、95％超です。なぜオーストラリアが強制投票制にしたかというと、投票率が55％ぐらいに落ちたからです。日本を見ると、2014年の総選挙では52％しかなく、私は強制にするのは憲法違反だと思っていますが、この投票率が下がってきたということについては、考えなければならないと思っています。

先ほどは、主権者意識が希薄化してきたからだと言ってしまいましたが、有権者の意識の問題として簡単に片付けてよい問題ではありません。特に日本の場合は制度的な要因も大きいのではないかと考えています。ドイツは70％と言いましたけど、1967年からの「衆議院議員総選挙における年代別投票率（抽出）の推移」を見ると、日本の投票率は大体70％前後で推移してきたわけです。それが1996年に初めて60％を切りました。そのあと60％以上になったけれども、また59％になる。このころ投票率が低下しています。これが最初に下がったところで、またちょっと上がって、そのあとガンガンガンと下がり、2014年選挙では52.66％になってしまいました。

私は選挙の分析の専門ではありませんが、1996年は、その前に選挙制度改革が行われ、3～5人の定数の中選挙区制度が小選挙区制度になったために投票率が下がったと考えられます。中選挙区制では、同じ選挙区にいる複数の候補者が争うので、同じ政党同士で争うことも生じます。政党の政策では違いがないので、政策ではないところで勝負をすることになり、利益誘導、

場合によってはお金が乱れ飛ぶことが問題になりました。小選挙区制では、政党が政策を公表し、国民が選挙で政策を選ぶことになるので、国民の意志に基づいた政策が実現することが期待されました。

簡単には言えませんが、選択肢が明確になると、投票率が上がらないということも起こり得ます。この選挙制度改革によって、今までこういう政策がいいなと思っていた人たちが投票する場を失ってしまったのです。小選挙区制で生き残る必要が出てきてしまったために、有権者から見ると、その政党に託そうという政策が公約からはずれることも出てきたのです。自分が託す受け皿がなければ、それは投票には結びつきません。

これとは別に、最近投票率が落ちているのは、政策の争点隠しが起きていることが原因です。小選挙区制度の前提は、政党が自らの政策を堂々と語り、それを国民が判断して投票するということです。しかし、政党が自分のやろうとしていることを言ってしまったら票が集まらないと判断して明らかにせず、テレビの党首討論でも、「改憲が争点ですね」と言われて、「いやいや、そんなことはありません」と言ったりしている。その結果、選挙前の公約を政党が実行していくという図式が崩れ、選挙で勝った政党が、公約もしていなかったことを実行しようとするわけです。そのようなことを考えていたら、参考文献として挙げた小沢隆一さんたちの『市民に選挙をとりもどせ！』という本を見つけました。そこで取り上げられているのは「政治的有効性感覚」です。国民は自分が 1 票を投じることによって、自分が政治に影響を及ぼしているか、あるいは国民の意志が国政に反映しているかどうかを考えます。「政治的有効性感覚」について NHK 放送文化研究所が調査したものを見ると、これが落ちているのが 1998 ～ 99 年であったと言っています。

このように見ると、「投票率の低さ」の問題は、単に投票率を上げればよいという問題ではなく、何のために投票するのかを回復する必要があるということになります。自分自身、あるいは身近な人が、これから自分たちが生きていく日本という国にとって、望ましい選択を選挙で問う、そういう趣旨が回復されて初めて投票に行く気も起これば、それなりの民主主義的な選択が行われることになります。

3. 18 歳選挙権のインパクト
―― 自由で民主的な選挙への契機として

最後に、「18 歳選挙権がもたらす民主主義にとってのインパクト」について問題提起をしたいと思います。

18 ～ 19 歳に選挙権が認められたからといって、一気に政治が変わることはないでしょう。しかしある程度長いスパンで考えれば、18 歳選挙権が実施されることによって、選挙の在り方が、より自由で民主的なものへと変化する契機となるかも知れません。主体的な努力なくしては、そうなりませんが、その契機には十分なると思います。

18 歳選挙権は、いわゆる「たなぼたの権利」で、18 歳とか 19 歳の人たちが「なぜ私たちには選挙権がないのか。おかしいじゃないか。私たちにも選挙権を寄越せ。」と要求して得た選挙権ではありません。そのため、彼らにとっては「私たちが投票しちゃっていいのかしら」みたいな戸惑いがあるのかも知れません。

実際、18 歳選挙権が認められてよかったかどうか、高校生にアンケートをとると、「認められてよかった」という人と「分からない」という人がそれぞれ 3 割、4 割ぐらいです。最近の調査を見ても、選挙に「行かない」と答えた人はほとんどいないのですが、その一方で「分からない」という答えた人も多いのです。

4 月 28 日の読売新聞に、政治に関心を持つ若者の割合の国際比較が載っていました。それによれば、ドイツ 69％、韓国 61.5％、アメリカ 59.1％、日本は 50.1％でした。この調査の前提は、18 ～ 19 歳に対してすでに選挙権を附与している国と比較して、政治に関心を持つ若い人たちが同程度いたら、「(18 歳) 選挙権」は有意義であったと言える、ということです。日本は 50% ですが、おそらく若い人たちには戸惑いがあるだろうと思います。

高校生のためには、総務省と文部科学省が「私たちが拓く日本の未来　有権者として求められる力を身に付けるために」という冊子を作り、全国に配布しています。中を見ると、制度の説明と、それから学校での指導法（模擬

投票なども含めた授業実践）が入っています。それを使って学校現場でも取り組みが進められています。私も附属高校でお話をさせていただきましたが、先生たちも、まだ戸惑っている感じでした。

この教材自体は、そんなに悪くないと思いますが、文部科学省は一方で、教師に対して政治的中立性を冒さないようにという締め付けを行っています。授業のテーマやその内容だけでなく、資料として配布する新聞も、一体何紙配ったらいいのか、先生たちも困っています。また自民党は、早ければ秋の臨時国会に教育公務員特例法の改正案を提出しようと考えているようです。改正案では、政治的中立に反したら 3 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金を科すことになっています。

現時点でも、先生たちがある新聞を資料として使ったら、それを子どもが家に持ち帰り、親が見て、「あの先生は偏っている」という話になる。それがいろいろなところに流れて、やがて教育委員会からクレームが付く、ということになります。それで、すごい萎縮効果が働いています。罰則、場合によっては懲役刑という話になったら、もう、当たり障りのないテーマで両論併記になるか、とりあえず政府の見解を言っておけばいいということになってしまいます。これは、実際には非常に偏っているのですが、教師を評価する人たちはそういう目線で見るわけですから、それが「偏っていない指導法」ということになりかねないのです。

教育の現場で、特定の候補者や政党を支持せよとか、支持するなとか、そういうことを目的とする学習はもちろん望ましくありません。しかし政治的な判断力を養うためには、具体的な政治課題を取り上げなければ話にならないわけです。その場合、厳格な意味で政治的中立を確保するのは、不可能かつ不適切です。「18 歳で選挙権を得る主な国の主権者教育」を見ると、イギリスの学校では「授業で争点が対立する問題の討論」を行っています。いろいろな考え方があるわけで、それを生徒たちが自分で考えて、「私はこう考える」「いやいや、私はこう考える」「えっ、なんでそうなるのか」と討議することによって自分なりに問題を考えるようになっていくわけです。ほかの国でも、さまざまな取り組みが行われています。

高校生の政治活動については、それを制約するような法律はないのに、1969年に文部省の通達が出て、禁止しようとしてきました。それ自体が憲法違反だと言わざるを得ません。2015年、文部科学省は新しい通知を出して、「学校内は禁止」ということになりました。確かに一部解禁になりましたが、学外の活動でも「制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められる」としています。

例えば愛媛県内の全高校では、デモに高校生が参加するには、「学校に届け出をしなさい」という校則を制定しました。政治活動は、国民の表現の自由の一環として憲法21条に保障された権利です。有権者であるかどうかに関係なく、憲法上、誰に対しても保障された権利で、それを規制する法律もないのに、生徒の自主性に委ねないのはナンセンスです。

18歳選挙権のインパクトの一つは、学校現場に政治が持ち込まれるということの重要性です。先ほどお話ししたように、具体的な政治課題にはさまざまな立場があることを理解することが必要で、自分だったらどのように考えるかという意見を自分で表明する、あるいは友達と議論をする。そういうことが非常に大切です。本来、選挙権が20歳だったとしても、そういう教育が行われてきてしかるべきだったのですが、今までは行っていませんでした。でも少なくとも建前上は、「18歳で選挙権があるのでやはり必要だね」という話になったことは、非常に重要だろうと思います。

本当の教育は、政治的な問題をさまざまに考え、単に学校での勉強だけではなく、家庭、地域、職場でも同じように自由な政治的議論が行われるという環境でなされるべきです。日本では、政治的なものは、汚らわしいとか、特別視されてきましたが、今の若い人たちは、SEALDsの人たちも含めて、政治というのは特別ではなく、自分たちの生活に直接関わってくるものだからこそ声を上げないといけないとしきりに訴えています。

もう一つのインパクトは、2013年に解禁されたネット選挙との関連です。ネットは圧倒的に若い人たちのツールなので、18歳選挙権とネット選挙解禁との相乗効果は大きいはずです。日本の公職選挙法は「べからず選挙法」と呼ばれ、公示されると同時に選挙運動期間に入るので、やれることがほとん

どないと考えてきました。しかし、この前、「公示。これでいまからやれることがいっぱい増えてうれしい」というツイートを見て、目からうろこでした。確かにそうです。公職選挙法はさまざまな制限があって、ネット上の表現も、法律上の文言、文書等は規制に引っ掛かるので、公示になった途端に更新できなくなりました。しかしインターネット上の選挙運動は、事実上自由なところもあり、電子メールはだめでも、そのほかのSNSなどは、やりたい放題できます。公示日になった途端にいろいろできることになった。そういう話です。

インターネットがもたらした「新しい民主主義文化」は、昨年の夏以来、安保関連法案の反対運動となって発揮されました。政府がなんとしても隠したいという情報を発掘してそれを拡散する、集会やデモの情報を瞬時に拡散する、インパクトの強い画像や映像を共有することが行われました。そしてインターネット上でのアクションにとどまらず、それがリアルな民主主義的な空間と接続することによって、あの運動が大きく盛り上がっている。それが選挙文化の変革につながっています。選挙戦の期間は非常に短いのですが、この短期戦でインターネットが果たす役割とか効力というのは非常に大きいものです。

例えば、衆議院北海道5区の補欠選挙では、池田まきさんを応援する人たちが一つのモデルを作りました。池田まきさんは当選しませんでしたが、ネットを通じた前哨戦的な選挙戦の方法は、今回の参議院選挙で生かされるでしょう。これまで選挙運動の主体は政治家であって、市民は観客でしかありませんでしたが、誰もが主体になり、参加できる選挙となるのです。しかもそれは、市民連合、野党共闘といったリアルな場面にも参加できる。そのような選挙文化の変革が起きれば、なんでネット上だけ自由にできてリアルな空間ではチラシも撒けなければポスターも貼れないのかという話になって、「べからず選挙法」を変えていくという、大きな流れにつながっていくのかも知れません。

時間を超過しました。とりあえず私の話は終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

レジュメ

名大アゴラ「名古屋大学人の会」連続セミナー第3回「民主主義を考える」①

１８歳が選挙権を持つ意義

2016.6.23 名大アジア法交流館
本　秀紀（名大法学部・憲法）

はじめに

〈2013 年参院選挙の比例代表制によるシミュレーション〉　投票率 52.61%（選挙区）

議席数	得票率（選／比）	実際の選挙結果（選／比）	非改選	計	比例区の得票率による試算
自民党	42.7／34.7	47（64.4）＋ 18＝65（53.7）	50	115	42 ＋29（24.1）＝71
民主党	16.3／13.4	10（13.7）＋ 7＝17（14.0）	42	59	16 ＋38（31.6）＝54
公明党	5.1／14.2	4（ 5.5）＋ 7＝11（ 9.1）	9	20	17 ＋16（13.1）＝33
みんな党	7.8／ 8.9	4（ 5.5）＋ 4＝ 8（ 6.6）	10	18	11 ＋16（13.6）＝27
共産党	10.6／ 9.7	3（ 4.1）＋ 5＝ 8（ 6.6）	3	11	12 ＋ 7（ 6.1）＝19
維新の会	7.3／11.9	2（ 2.7）＋ 6＝ 8（ 6.6）	1	9	14 ＋ －（ — ）＝14
社民党	0.5／ 2.4	0（ 0.0）＋ 1＝ 1（ 0.8）	2	3	3 ＋ 5（ 3.8）＝ 8
生活の党	1.2／ 1.8	0（ 0.0）＋ 0＝ 0（ 0.0）	2	2	2 ＋ －（ — ）＝ 2
新党改革	— ／ —	－（ — ）＋ －＝ －（ — ）	1	1	－ ＋ 2（ 2.0）＝ 2
みどり風	1.2／ 0.8	0（ 0.0）＋ 0＝ 0（ 0.0）	0	0	1 ＋ －（ — ）＝ 1
新党大地	0.8／ 1.0	0（ 0.0）＋ 0＝ 0（ 0.0）	0	0	1 ＋ －（ — ）＝ 1
無所属他	6.5／ 1.2	3（ 4.1）＋ 0＝ 3（ 2.5）	1	4	—
合　計	100.0／100.0	73（100.0）＋48＝121（99.9）	121	242	119　113　232

1　「シルバー・デモクラシー」について

- 「シルバー・デモクラシー」論をどうみるか？
- 数字のマジック？

2012 年総選挙：内円＝有権者比、外円＝投票者比

- 若い世代の投票率が低いのはなぜ？

1/4

・「有権者は自己利益のみに基づいて投票する」＋「代表者は支持者のためにのみ働く」という前提　←→日本国憲法の「代表」観・「民主主義」観：「全国民の代表」としての議員

cf. 憲法 43 条 1 項：両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

2　選挙権と民主主義

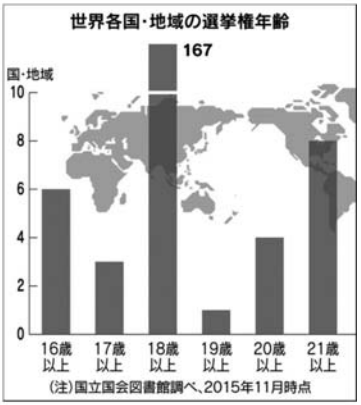

・近代的「代表」観：「国民主権」とはいっても、元々は「教養と財産のある」一部の市民による統治だった。

→**「純粋代表」制**：代表者は選出母体の意思を考慮する必要はなく、むしろ、国民の意向とは関わりなく、「全国民」のために代表者が「良かれ」と思う政治を実現するのが望ましい。

→普選運動→選挙権の拡大：制限選挙制から普通選挙制へ＝国民主権の実質化→「代表」観の転換：「議会制」から「議会制民主主義」（議会制と民主主義の結合）へ

・現代的「代表」観：**「半代表」制**：代表者と有権者の意思が一致するのが望ましい。「代表」制＝直接民主制の代替物　→代表者と有権者の意思を一致させる制度上・運用上の工夫

☞本秀紀編『憲法講義』（日本評論社、2015 年）第 1 部第 4 章第 1 節・第 2 部第 2 章

［各国の普通選挙が認められた年］

	アメリカ	ドイツ	フランス	イギリス	ソ連	日本	インド	中国
男子	1870 年	1871 年	1875 年	1918 年	1918 年	1925 年	1949 年	1953 年
女子	1920 年	1918 年	1944 年	1918 年	1918 年	1945 年	1949 年	1953 年

［選挙権拡大直後の国政選挙の有権者比率］

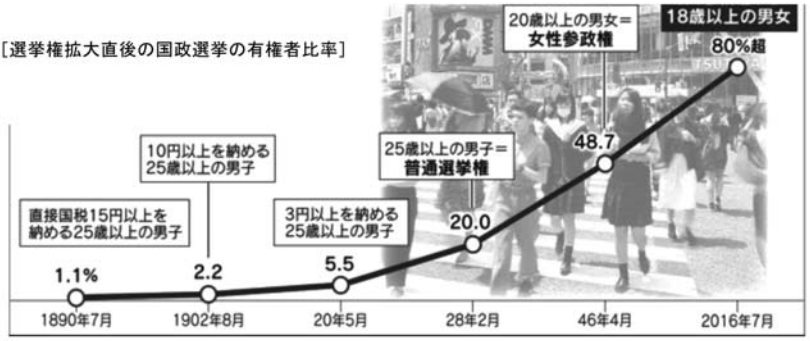

※ 選挙権獲得の歴史：一部の「特権階層」に政治を任せておけない！　→政治参加への不可欠の権利として闘い獲ってきた歴史

※ 普通選挙制成立のインパクト：建前としての「自由で平等な個人」が現実のものとなる契機に　→すべての人の「幸福追求権」（憲法 13 条）の実現へ

←→主権者意識の希薄化／投票率の低下：世界の共通事象＋日本の特殊性

cf. 英＝概ね 65%超、独＝70%超、オーストラリア＝95%超（強制投票制）

3　１８歳選挙権のインパクト——自由で民主的な選挙への契機として

・ 18 歳選挙権実施をめぐる状況：

「たなぼた」としての 18 歳選挙権→「新たな主権者」の実感は？

学校現場での取り組み　←文科省「政治的中立性」の締めつけ　cf. 教育公務員特例法の改正？

高校生の政治活動の「解禁」と抑圧　→2015 年文科省通知「学校内は禁止することが必要」であり、学外の活動でも「制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められる」？

cf. デモへの参加の届出制？

・ 学校に「政治」が持ち込まれることの重要性：「シティズンシップ教育」・「主権者教育」

～「教育」観の見直しへ

18歳で選挙権を得る主な国の主権者教育など

英　国	ドイツ	スウェーデン	米　国
▪授業で争点が対立する問題の討論	▪連邦議会選にあわせ18歳未満の模擬選挙を実施。事前授業も	▪国政選挙にあわせ模擬投票を実施。全国で投票結果を集計	▪時事問題に関する争点を学習
▪英国議会事務局が模擬議会を実施	▪個別の争点への賛否を答えて考えの近い政党を探す「ボートマッチプログラム」	▪学校に政党を招き討議会を実施することを奨励	▪実際の選挙にあわせて模擬投票を実施
▪各地域から青少年議員を選出する「英国青少年議会」	▪教員や保護者、生徒で構成し学校運営に関する幅広い話題を取り上げる「学校会議」	▪全国青年協議会など若者団体の統括組織が政府に提言	▪大学が高校生向けに模擬国会を運営

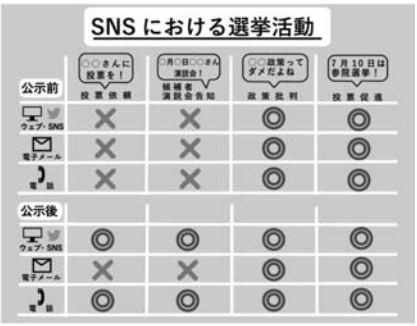

・ ネット選挙解禁のインパクト：「これからやれることが大幅に増える！」？

cf.「べからず選挙法」におけるポスター掲示・チラシ配布の制限、戸別訪問の禁止など、「選挙運動」の制限＝違憲　→2013 年法改正、インターネット上の「選挙運動」のみ、事実上ほぼ自由な状態に。

インターネットがもたらした「新しい民主主義」文化の可能性→選挙文化の変革？

～自由な選挙（→公選法改正）へ

［参考文献等］

ママの会@愛知「ココオス」https://kokoosblog.wordpress.com/

特集「18 歳選挙権―主権者教育と民主主義」『民主主義教育 21』10 号（同時代社、2016 年）

川上和久『18 歳選挙権ガイドブック』（講談社、2016 年）

小沢隆一ほか編著『市民に選挙をとりもどせ！』（大月書店、2013 年）

自由法曹団・18 歳選挙権リーフレット　http://www.jlaf.jp/html/menu2/2016/20160613115333_5.pdf

野党共闘に若者は？　http://mainichi.jp/senkyo/articles/20160623/k00/00m/010/077000c

「改憲をめぐる素朴な Q&A」https://antianpo.wordpress.com

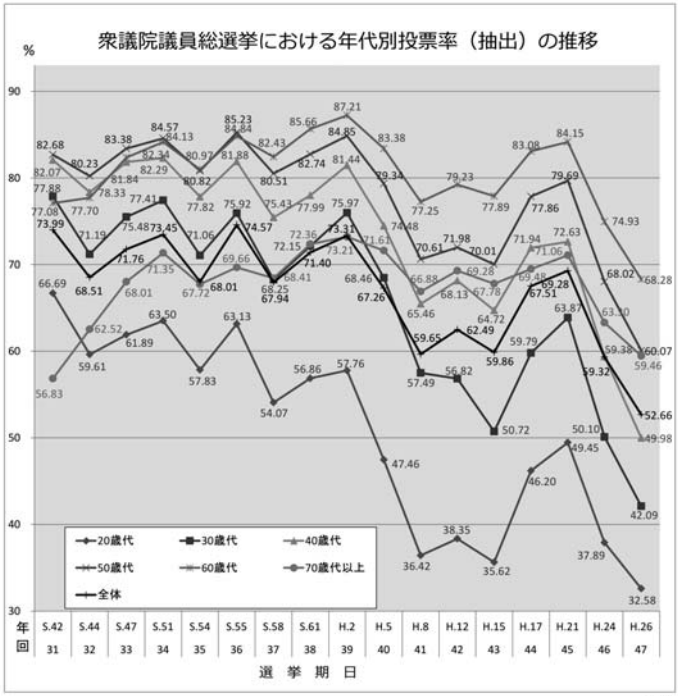

(%)

年	S.42	S.44	S.47	S.51	S.54	S.55	S.58	S.61	H.2	H.5	H.8	H.12	H.15	H.17	H.21	H.24	H.26
回	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
20歳代	66.69	59.61	61.89	63.50	57.83	63.13	54.07	56.86	57.76	47.46	36.42	38.35	35.62	46.20	49.45	37.89	32.58
30歳代	77.88	71.19	75.48	77.41	71.06	75.92	68.25	72.15	75.97	68.46	57.49	56.82	50.72	59.79	63.87	50.10	42.09
40歳代	82.07	78.33	81.84	82.29	77.82	81.88	75.43	77.99	81.44	74.48	65.46	68.13	64.72	71.94	72.63	59.38	49.98
50歳代	82.68	80.23	83.38	84.57	80.82	85.23	80.51	82.74	84.85	79.34	70.61	71.98	70.01	77.86	79.69	68.02	60.07
60歳代	77.08	77.70	82.34	84.13	80.97	84.84	82.43	85.66	87.21	83.38	77.25	79.23	77.89	83.08	84.15	74.93	68.28
70歳代以上	56.83	62.52	68.01	71.35	67.72	69.66	68.41	72.36	73.21	71.61	66.88	69.28	67.78	69.48	71.06	63.30	59.46
全体	73.99	68.51	71.76	73.45	68.01	74.57	67.94	71.40	73.31	67.26	59.65	62.49	59.86	67.51	69.28	59.32	52.66

※① この表のうち、年代別の投票率は、全国の投票区から、回ごとに144～188投票区を抽出し調査したものです。

※② 第31回の60歳代の投票率は60歳～70歳の値に、70歳代以上の投票率は71歳以上の値となっています。

看護師増員のために

山口大学 経済学部 教授
馬田　哲次

専門は理論経済学。組合で病院担当になったのをきっかけに、医療問題も研究の一部にしています。

はじめに

図1の通り、100床あたりの日本の看護職員数は、先進国の中で極端に少ないです。

図1

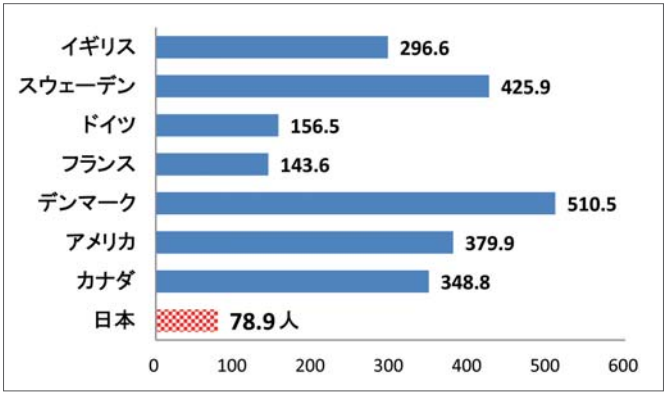

出所：日本看護協会の看護統計資料より作成

この主な原因は、診療報酬制度をはじめとした医療保険制度、多くの日本人がとる思考・行動のパターン、そして、看護師の権利意識とその行使のやり方にあると思われます。制度的な問題については、これまでにも、充分とはいえませんが、拙稿馬田（2012a)、(2012b)、(2014）で論じてきたので、本稿では取り扱いません。思考・行動のパターンとは、何か問題に直面したときに、多くの日本人は、自分が我慢するという行動を選ぶ人が多くいるように思われることです。表だって不平・不満を言うのではなく、何も言わずに病院を辞めていく人も多いようです。このテーマも本稿では扱いません。本稿では労働者の権利意識とそれをどう行使するか、そのためにどうやって組合員を増やし、組合を通じて権利をどう実現していくかいうことについて、看護師を中心に、国立大学の附属病院を念頭に置きながら論じます。

1. 労働者の権利

労働者にはどのような権利があるか知らない人も多いと思われます。看護師の増員に関連して特に重要なのは、労働基準法の次の条文だと思います。

第 32 条　使用者は、労働者に、休憩時間を除き 1 週間について 40 時間を超えて労働させてはならない。

2　使用者は、 1 週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き 1 日について 8 時間を超えて労働させてはならない。

第 34 条　使用者は、労働時間が 6 時間を超える場合においては少なくとも 45 分、 8 時間を超える場合においては少なくとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

第 35 条　使用者は、労働者に対して毎週少なくとも 1 日の休日を与えなければならない。

第 39 条　使用者は、その雇い入れの日から起算して 6 ケ月間継続勤務し

全労働日の 8 割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した 10 労働日の有給休暇を与えなければならない。

要するに、これらの法律をきちんと守り、守らせるためには、充分な人員が必要で、これを実現するだけでもかなりの増員になると思われます。

第 32 条が守られればいいのですが、現実には不可能な場合が多いので、次の、第 36 条があります。

第 36 条　使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第 32 条から第 32 条の 5 まで若しくは第 40 条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この項において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、 1 日について 2 時間を超えてはならない。

労働者の代表と労使協定を結ばないと 1 日 8 時間を超える労働をさせてはいけないので、労働者代表は大きな権利をもっていることになります。労働者代表に労働者の立場に立つ者が選出されるか、使用者側の立場に立つ者が選出されるかは、労働条件に大きな影響を及ぼします。過半数組合であれば、自動的にその組合の代表者が過半数代表になり、使用者の立場に立つ者が労働者代表に選ばれることはないので、過半数組合をつくることはそういう意味でも重要です。

実際に増員するには、労働基準法の次の条文が非常に重要だと考えます。

第 37 条　使用者が、第 33 条又は前条第 1 項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働につ

いては、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の 2 割 5 分以上 5 割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が 1 ケ月について 60 時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の 5 割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

要するに、時間外手当をきちんと支払わせ、サービス残業を無くす必要があります。時間外手当を支払うことは、費用の増加になり、時間外手当を支払う方が、増員するよりも費用が増加するという状況になると、使用者に増員をするというインセンティブが働くことになります。

どれくらいの時間外労働があると増員した方が得なのか、計算してみます。全大教（2016）によると、終業後の業務は、看護記録が一番多く、79.8％になっています。時間外労働を減らすには、原因を詳しく分析する必要がありますが、単純に人手不足のために時間外労働が発生していていると考え、1 日 8 時間、週 40 時間を標準的な労働時間と考えます。時間外手当が、1 人の 8 時間労働の賃金を上回れば、1 人多く雇った方が得なので、時給を w 円、時間外労働時間を x 時間とすると、

$1.25\ w\ x > 8\ w$

が成り立てば、1 人多く雇った方が得になります。これを解くと、

$x > 6.4$

となります。この x は、雇用されている労働者全員の時間外労働を足し合わせたものなので、もし、雇用されている労働者が 10 人なら、1 人あたりの平均時間外労働時間が 1 日当たり、0.64 時間を超えていれば、1 人多く雇用した方が使用者にとっては得になります。

全大教（2016）によると、23 人に 1 人が月 60 時間以上の時間外労働を行っています。また、始業前と終業後を合計して、時間外手当が完全に支払われているのは 12.8％で、全く支払われていないのは 3.4％です。実働時間の申告については、始業前については、ほとんど申告は 9.0％、申告なしは 79.7％、

終業後の実働時間の申告については、ほとんど申告は38.3%、申告なしは9.2%となっています。時間外手当をきちんと請求し、支払わせることが、看護師増員のためには重要です。

また、7対1看護の導入で看護師が増員されましたが、その大きな理由の一つは、診療報酬の増加です。しかしながら、最低限必要な人員以上に増加させると費用の増加につながるので、出来るだけ最低限の増員で済まそうとするインセンティブが働きます。[1]

2. 権利を行使する

労働者には前節で述べた以外にも労働者を守るための法律がありますが、なかなか守られていません。何故守られないかというと、これらの権利は、主張しなければ実現しないものだからです。

今野は、次のように述べています。

> じつは、法律的に「正しい」というとき、そこには2種類の正義ー国家（警察や検察など）の“取り締まり”によって実現する正義と、自由な市民同士“関係（約束・契約）”によって実現する正義ーが存在する。（今野晴貴、2013、p.31）

> 契約上の権利というものは「主張しなければ実現しない」（同書、p.32）

> 実際には権利とは、契約など市民相互の関係に基づいて請求するものであり、常に「争って勝ち取るもの」なのである。（同書、p.33）

[1] 詳細な説明は、拙稿馬田（2012a）参照。

病院も経営体である以上、利潤をあげなければなりません。そしてより多くの利潤をあげるためには、費用は出来る限り削減する必要があります。そして、看護師を取り換えのきく労働力と考えるならば、辞めたら、或いは、極端に言って過労死したとしても、新しい看護師を雇うだけの話になります。資本主義経済の下での雇用は、基本的に、このような側面があります。

これらの権利を労働者が行使しない and ／ or 行使できない大きな理由の一つは、日本の企業の場合は、労働組合が存在しないか、存在していても企業別組合であるからだと思われます。

経済が高度経済成長時代のように拡大している間は、年功賃金、終身雇用で企業の成長と共に労働者の賃金も増加していくという側面がありますが、経済が停滞し、使用者から、雇用をとるか賃金をとるかと選択を迫られ、雇用を選択すれば、低賃金で働かざるをえなくなります。また、他の企業や海外での競争にさらされ、価格競争をするようになれば、より安い価格を実現するために、賃金をさらに引き下げざるをえなくなります。マクロ経済的には、賃金を引き上げる方が、消費需要が多くなり景気回復のためにはいいのですが、個別の企業にとっては、価格を引き下げるために賃金を引き下げるのが合理的です。企業の決定に任せていては、賃金が低く抑えられ、消費需要が増えないので、賃金を全体的に高く維持し、引き上げていく仕組みを作ることが、景気を良くするという観点からも重要です。

病院の場合は、診療報酬制度があるので、価格競争にさらされて賃金が低くなることはありませんが、看護師を増やしたり、或いは、ベテランの看護師を雇って、看護の質を高めたとしても、それが収入の増加につながるわけではないので、できるだけ看護師の数を最低限に抑え、低賃金で済むならば、ベテランではない看護師を雇おうとします。また、時間外手当を支払えば、利潤を引き下げることになるので、出来るだけ支払わないようにします。従って、黙っていては、時間外手当は支払われません。従ってまず、時間外手当の支払いを病院に要求する必要があります。

このときに問題になるのが、労働時間とは何かということですが、安西によると労働時間は次のように定義されています。「労働時間とは、一般に『労

働者が使用者に労務を提供し使用者の指揮命令に服している時間』をいうと定義されて」（安西愈、2013、p3）います。

さらに、次のように述べています。

> 実際に作業指揮下に入った時間が労働時間であることは明白であるが、その前後の付帯時間、たとえば作業服に着替えたり、掃除や整理、入浴、あと片付けなど実作業時間に接着する前後の時間が、どこまで労働時間になるかという問題がある。
>
> これらの時間が労働時間になるか否かは、それがその作業や業務にとって必要不可欠で、かつその行為が労働者の自由裁量で任意的に行われるのではなく使用者の指揮命令の下に拘束され強制的に行われているとみられる時間であれば労働時間になる。（同書、P.8）

看護労働の場合は、始業開始前の情報収集、看護研究、看護計画、退院・通勤サマリー、臨床指導者の実習記録の点検、業務上の「研修会」「委員会」「会議」、プリセプター業務、新人看護師への指導、病棟相談会、チーム会は労働時間であり、これらの業務が時間外に及んだ場合は、時間外手当の対象となります。

また、新人だから残業代は請求してはいけないと言われるという話も良く聞きますが、上述したことから容易に判断できるように、使用者の指揮命令下にあり、労働時間なので、当然時間外手当の支払い対象になります。

重要なのは、何が労働時間であるかを労働者がきちんと認識し、時間外労働を自分がどれくらい行っているかきちんと把握することです。

そして、何が労働時間であり、時間外手当の支払いの対象になるか、使用者と話し合い、双方が理解し、納得する必要があります。今まで、時間外手当を支払わずに済ませたのは、使用者は支払う必要はないと思っているからかもしれません。また、知っていても、要求されない限り支払おうとしないからかもしれません。

話し合いをするという場合に、１人で交渉に行っても、まともに相手をし

ない可能性もあります。また、嫌がらせを受ける可能性もあります。そういう場合は、労働組合が団体交渉を申し込めば、使用者には、「団体交渉応諾義務」と「誠実交渉義務」があるので、労働組合と誠実に交渉する義務があります。

労働組合のメリットが議論になることがありますが、看護師の増員をはじめ、労働条件の維持・改善のためには、労働組合は、入って当然です。労働者の権利は、自分たちで主張してはじめて実現できるものなので、黙っていても実現することはありえません。労働組合は入って当然だという時代がありました。でもそれは、みんなが入っているからだったのではないでしょうか？　労働契約に基づく権利の実現のためには、労働組合は入って当然だというように意識を変えていくことが重要です。

何が労働時間であり、時間外労働手当の支払い対象になるかを労使で確認したら、それを請求し、支払う仕組みをきちんとつくることが必要です。とりわけ、労働時間をどう管理するかが問題になります。タイムカードを使う、パソコンのログイン・ログアウトの記録を利用する、あらかじめ師長の許可を得る、事後報告で構わない等々の様々な取り決めが必要になります。

病院で勤務時間をきちんと管理するとともに、自分でも働いた時間をきちんと管理することが必要です。手帳を使えば、簡単に管理できると思います。よく使われている、１月当たりの日付がマス目状になっているタイプより、ノートのように、横に罫線が引かれたものが、労働時間の管理には都合が良さそうですが、手帳の使い方は人それぞれなので、自分で工夫するといいと思います。

新人看護師が入職した際に、時間外手当の申請方法を教えてもらうためには、労働組合に加入しなければならないような状況になれば、組合の加入者も増えるかもしれません。入職時の組合のオリエンテーションの際も、「時間外手当の申請方法教えます」と言えば、皆さん会場に残って話を聴くかもしれません。また、新人看護師には、給与明細の読み方や、時間外手当がきちんと支払われているか確認することを教えることも重要です。

病院に時間外手当を支払うお金がないから請求しないという話も良く聞きますが、本当にお金がないかどうかは、病院の損益計算書と貸借対照表を見

ないと分かりません。まずは、団体交渉等を通じて、それをきちんと請求することが必要です。

また、時間外手当の申請は、労働者間で問題になることはないと思いますが、年休の申請となると、時に労働者間で問題を引き起こすことがあります。限られた人員で業務を行っている場合には、多くの職員が同時に休めば、仕事が回らなくなることがあります。こういう場合は、使用者に「時季変更権」があり、希望する日とは別の日に年休を指定することが可能にはなっていますが、安易な行使は認められていません。看護師が何人いれば希望日に年休が取れるのか労使双方で確認し、人員増を実現させる取り組みが重要になります。

この点は、日本人の思考・行動のパターンに関わることですが、正当な権利の主張でも上手くやらないと、労働者間で信頼関係を失ったり、使用者から敵視されることがあるので注意が必要です。

後述するように、診療報酬等の制度的な問題で病院の収入が低く抑えられているために、労働条件が良くないという側面があります。解決するためには、単組を超えた繋がりを広め、強化していくことが必要です。病院の中で争うことは、逆に、問題解決から遠のくこともあるので注意が必要です。

3. 病院支部を新たに作り、組合員を増やす

大学に労働組合があり、病院支部が機能していれば、上述したことが基本的な戦略になると思いますが、労働組合があっても病院支部がない場合があります。そのような場合、どうやって支部を作り、機能させていくかということについて、少し書いてみようと思います。

(1) 掲示板やチラシ等の配布ルートの確保

とにかく、大学に労働組合があるということを、看護師等に周知する必要があります。現代はインターネットが普及しているので、組合の HP や SNS

等を用いるのも１つの方法だと思いますが、意識的に検索エンジン等を利用しないと大学に労働組合があることが分からないので、古典的ですが、掲示板や配布ルートの確保をまずするべきだと思います。とりあえず、労働組合の存在を知ってもらう必要があります。

キャンパスが複数に分かれていて、病院や医学部に行くことさえ大変だということもありますが、これをしないと始まらないと思います。

病院長、医学部長、看護部長等と話をし、組合と一緒になって、労働条件を良くするということを話せば、それほど難しいことではないと思います。ついでに、医学部や病院を見学し、組合の部屋として使えそうなところはないか探しておくといいと思います。組合への加入者があれば、いずれ必要になります。

医学部や病院の事務等に組合員がいれば、彼らに掲示や配布を依頼することも可能かもしれません。また、学内便はどこの大学でも使えると思うので、学内便を利用すれば、封筒代等の費用はかかりますが、教職員に組合の配布物を配布することは、それほど難しくはないと思います。

(2) 掲示物、配布物の作成

掲示板や配布ルートを確保したら掲示物や配布物の作成が必要になります。病院には、一般の事務職員や教員とは違った固有の問題もあるので、掲示物や配布物を作るのは、病院支部がない単組には難しいかもしれません。そういう場合には、全大教病院協議会で作成しているリーフ、全大教新聞号外等からとりあえず始めたらいいと思います。

その場合に重要なのは、それらには単組の連絡先が書かれていないので、単組の連絡先と「困ったら組合に相談して下さい」等の文言を別の用紙に書いて、同じ場所に掲示するか同時に配布する必要があります。

単組で組合ニュース等を配布している場合には、記事の一部を病院用に替えたり、加入申込書をつけたりすればいいかもしれません。

病院の問題に限りませんが、全国的に共通する問題と、単組に固有の問題があります。共通する問題については、病院単組交流ルームや HP 等を活用

すれば、配布の問題はないと思うので、残る問題は、誰が、どういう内容で、どれくらいの頻度で作成するかということになります。

また、掲示物や配布物を見ただけで、組合に加入しようという気にさせる必要があります。どの病院でも様々な問題を抱えていて、共通する問題も多いので、ある問題が他の単組で解決したという情報を流せば、組合に加入しようと思う人が出てくるかもしれません。

掲示物や配布物を見て、労働問題について問い合わせが来て、それが、相談者の個人的な問題ではなく、病院内で働く看護師さんに共通した問題であれば、それを取り上げることにより、組合への加入者が増えることも期待できます。

逆に、個人的な問題であっても、労働組合を通じて解決可能な問題であれば、解決の手段・方法を説明し、そこで、まず組合員になってもらうことも重要です。組合員のための組合ということを明確にすることが必要です。

(3) 入職時の組合オリエンテーション

多くの単組では、新入職員に対する入職時オリエンテーションを利用して、組合のオリエンテーションを行っています。しかしながら、病院に支部がないと看護師を対象とした組合オリエンテーションの開催は難しいと思われるかもしれません。

申し込む前から大学が断るのではないかと思い、申し込まない単組もあるかもしれませんが、あっさりと許可を出す大学もあるようです。

山口大学教職員組合では、大学から開催を拒まれたことはありませんでしたが、看護師対象の組合オリエンテーションを実施したにもかかわらず、加入者がいない年が何年も続きました。

現場で働いている人が、オリエンテーションで加入を訴えれば、身近な人の訴えで安心できるのと、さらに、多くの現職の看護師組合員が勧誘すれば、「みんな入っている」という意識が生まれ、多くの新人が加入しやすいと思います。

しかしながら、仕事等の都合で、現場からの参加が難しいので、何年も加

入ゼロが続くとさすがに無理ではないかと思いましたが、「あきらめたら人生は終わり」、「この方法はうまくいかないことが分かった」とポジティブに考えつつ、アイデアは湧いてくるので、アイデアが出なくなったら終わりと思いつつ、手を変え、品を変え続けていました。

2011年に、「看護師2万人に過労死の危険」というビデオを初めて流したときに、思いがけず、47名（参加者の約3分の2）の新人看護師の加入がありました。その後、22名（2012年）、4名（2013年）、30名（2014年）、21名（2015年）、75名（2016年、参加者の約半数、看護師の約3分の2）となっています。やっていることは毎年ほとんど同じです。ビデオを流し、「こういうことを二度と起こしたくないから組合加入を」と訴え、パワーポイントを用いて労働組合の説明をし、病院用組合加入リーフや全大教新聞号外を用いたクイズで場を盛り上げることです。病院の支部がなく、現職の看護師がオリエンテーションに参加できなくても、工夫次第で加入者を増やすことは可能です。

(4) 組合員のフォロー

病院支部がなく、なおかつ地理的に離れていれば、加入後のフォローが出来ないので、組合への勧誘をしないということを聞いたことがあります。しかしながら、フォローのやり方は様々あります。全ての組合活動をフォローしようとすれば大変ですが、一部は、完全に任せてしまうことも可能です。

組合活動は大きく分けて二つに分けられると思います。一つは、要求書を作成し、交渉するといった、労働条件の維持・改善に関わることで、もう一つは、レクレーション等の親睦に関わることです。

要求書を作成し、交渉するということは、入ったばかりの新人看護師には難しいと思います。全大教病院協議会では、学長･病院長への要求書(モデル)を作成しているので、それに加筆・修正を加えると、要求書は何とか作成できるかもしれませんが、誰に提出し、どういう手順で交渉をするかといった経験がないので、初めのうちは手取り足取り教える必要があるでしょう。

そのときに必要になるのが、病院支部の部屋です。組合に加入すれば、そ

れがあった方が、格段に活動がやりやすくなります。

要求書の作成等で話をするときには、実際に会って話をするのが一番いいのですが、現在は、インターネットを利用して、顔を見ながら話をすることも可能です。病院支部に部屋を確保し、インターネットに接続してテレビ会議が出来れば、移動の手間がなくなります。

また、組合の部屋があれば、時間があるときに駄弁ったりしてストレスの解消になったりもします。職場の問題点を自分１人で抱え込まずに、みんなで共有することも可能になります。

要求書の作成や交渉に関しての経験を何年か積めば、徐々に自分達だけで出来るようになると思います。

レクレーションや懇親会等に関しては、予算と支払いの方法を明確にして、新人の組合員に完全に任せてしまうという方法もあります。年齢を重ねると経験が災いして新しいことが思いつきにくくなるようです。新入組合員に任せてしまった方が、斬新な楽しい企画を思いつくかもしれません。

また、最近は、新卒ばかりではなく、他の病院を辞めてこられる看護師もいます。前の職場で組合の活動の経験があるかもしれません。

上述したように、離れた病院支部に組合員が加入した後のフォローについては、それほど難しく考える必要はないと思います。

(5) 病院支部規約の作成

いつの段階がいいのかよく分からないところもありますが、組合員が増えた時には、病院支部の規約が必要になると思います。ある程度の組合員が加入したとしても、早い段階では、活動の中心がレクレーションや懇親会等であれば、必要な費用もその都度中執と相談してということで可能かもしれませんが、病院支部の組合員が増えれば、支部の役員や財政も独立させて、名実ともに自律的な組織にしておくことが必要だと思います。

この段階になれば、中心的な人も現れていると思うので、彼ら／彼女らを中心に、自分たちで規約を作っていくことが重要だと思います。

役員が、苦にならず、楽しんで続けられる組合を作っていくことが大切です。

4. 予想される使用者側の反応

時間外手当の支払い等で団体交渉を申し込んだ場合は、使用者側の反応がいくつか予想されます。対応のやり方について書いてみようと思います。

(1) 交渉に応じない場合

使用者側が交渉に応じない場合は、「団体交渉応諾義務」と「誠実交渉義務」があるので、交渉に応じなければならないと使用者側に教えましょう。独法化以降、団体交渉のやり方が大きく変わっています。労働基準法や労働組合法を全然知らない使用者もいるようです。組合の役員になったら、労働法の重要な箇所は勉強しておかないと交渉する上で不利になります。

それでも、交渉に応じない場合は、労働委員会に申し立てる等の方法があるようです。

(2) お金がないから支払えないと言われたら

お金がないから支払えないという話も良く聞きます。しかしながら、お金がないというのは本当でしょうか？　数年前の診療報酬引き下げの理由の一つは、病院収益の黒字でした。本当に赤字かどうか、病院の損益計算書と貸借対照表を提出させて、確認する必要があります。過剰な設備投資が行われていたり、不要不急の無駄な支出が多い可能性もあります。

本当に赤字だった場合は、その原因によって、対応は様々だと思います。不払い残業は労働基準法違反で、使用者は 6 ケ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金に処すると定められているので、不払いの時間外手当は支払われると思いますが、力関係その他により、どこまでさかのぼって支払われるかは、ケースバイケースのようです。いずれにしても、不払い労働ということを証明する必要がありますから、労働時間を記録しておくことは必須です。

重要なのは、赤字の原因が使用者にあるのか、制度等の問題にあるかの見極めだと思います。

国立大学法人の場合は、病院の赤字を運営費交付金で補填してでも、時間外手当は支払うと思われますが、このような状態が持続すれば、教育研究に影響が出てきます。問題の原因が、診療報酬等の制度的な問題にある場合、使用者と争っても、問題は解決しません。職場の人間関係を悪くするばかりです。医療ミスの原因になるかもしれません。組合が悪者にされたらたまりません。我々の労働条件は悪化の一途をたどることになります。

赤字の原因が制度的な問題にある場合は、問題の原因を労使で共有し、様々な機会をとらえて、診療報酬の引き上げや、大学の附属病院の場合は、運営費交付金等の増額を要求することが、とても重要になります。

5. 診療報酬制度等、制度の問題にどう対応するか

病院の収入は診療報酬制度で決まるので、それを変えない限り、病院の収入は増えません。診療報酬制度に合わせて、収入が増えるように診療を変えるということも、理論的には可能ですが、大学の附属病院は地域医療の中心でもあるので、儲けにならないから治療をしないというのは、なかなか難しいと思います。

診療報酬制度は、医療保険制度全般に関わり、本稿の中心テーマではないので詳しく論じることはしませんが、医療保険制度の財政問題を解決するための根本的な方法は、拙稿馬田（2012a）で論じたように、罹病率を引き下げることですが、根本的な解決策がとられない場合は、税金を投入するにせよ、保険料を引き上げるにせよ、いずれにせよ、誰かの負担を増やす必要があります。

保険料を引き上げるにせよ、税金を増やすにせよ、広義の財源の一つは、使われていない大企業の内部留保になると思います。

日本経済が停滞しているもっとも大きな原因は、大企業の内部留保です。これが国内の設備投資に使われたら、日本経済は一気に回復します。しかしながら、利益の上がる投資先が見つからないので、使われずに残っています。

資産税を導入したり、法人税を引き上げたり、所得税の累進課税を高めたりと様々な課税方法はありますが、大企業中心の政治が行われている限り、それは実現しません。

内部留保を減らして、賃金を増やせば、消費需要も増え、景気も回復していきます。経済が成長すれば、社会保障の負担も軽減されます。しかしながら、日本の労働組合は企業別組合であるために、企業が存続するために、価格を引き下げて競争に勝つためにサービス残業を増やし、賃金を引き下げようとする側面があります。

また、雇用問題を自己責任の問題にし、自助努力を進め、正規労働者と非正規労働者、派遣社員間との競争を激化させ、労働者の分断を図り、労働者間の無益な競争に追い込むこともあります。こういう状況では、たとえ正社員になったとしても、過酷な労働条件であることに変わりはありません。

これを解決する一つの方向性は、同一労働同一賃金であり、それを実現する一つの方法は、職種別組合の結成です。世界的にはこの制度が一般的なようですが、すべての職種が一斉にということは難しいかもしれません。やれるところからやるということは、一つの方向性だと思います。

看護師の場合は、他の病院で働いても同じ労働条件であるならば、辞めて労働条件のいいところに異動することは意味がなくなるので、同じ職場で働き続け、労働条件を良くするために、労働組合を通じて頑張ることになるので、労働条件の維持・改善に努めることに繋がると思われます。

看護師の場合は、同一労働同一賃金を比較的達成しやすい状況にあると思われますが、それでもその実現のためにはかなりの年数が必要だと思われます。それまでに必要なのは、単組でサービス残業をなくす取り組みを進めるとともに、単組間の繋がりを強化して、その取り組みの経験を共有することです。何を労働時間・超過勤務の対象とするか、労働時間を自分で、また、病院でどう管理するか、どのように交渉を進めるかといったことは、単組ごとに手探りで進めるよりも、交流して経験に学ぶ方がはるかに分かりやすく効率的です。

単組ごとに賃金、労働条件の交渉を進めながら、全ての単組が同一の賃上

げを要求し、それを実現することを通して、同一労働同一賃金が実現し、職種ごとの全国的な労働組合が結成されていくのかもしれません。

また、病院の収入を増やすには、診療報酬の改正を含め、社会保障の充実が必須です。国会議員への働きかけも重要な取り組みとなります。個人で、また単組だけでできる取り組みではないので、ここでも単組を超えた繋がりが重要になります。

さらに、繋がりを無くしていくと、自分一人で権利を実現することは難しくなるので、賃上げ等を政治家の強力なリーダーシップ等に求めるようになります。これは、ファシズムに繋がる危険性があります。自分たちの権利は、自分たちで実現すること、繋がりを強化して実現することを意識して行動することが、とても重要です。

おわりに

本稿では、看護師の増員を実現するためには、日々の労働の現場で、今もっている権利を意識し、それを実現しようと行動することの重要性について述べてきました。権利は行使しなければ、知らぬ間になくなってしまうかもしれません。自分自身が健康でないと、いい看護はできません。自分たちの権利を行使することは、自分たちの健康を守るため、患者の命を守るため、そして、労働者全体の労働条件を維持・改善し、日本の社会保障を充実させていくためにも重要なことです。決して、労働者個人の身勝手な要求ではありません。

また、病院支部がない単組で、どのようにして、看護師の組合員を増やし、病院支部を立ち上げていくかについて、試論を述べてきました。単組が置かれている状況は様々だと思います。全ての単組に当てはまるたった一つの方法はないでしょう。マニュアル化できるところとできない所があります。ここで述べた試論を基に、単組で様々な工夫をされ、組合員の拡大と労働条件の維持・改善に繋がれば幸いです。

【参考文献】

安西愈（2006）『新しい労使関係のための労働時間・休日・休暇の法律実務〔全訂六版〕』中央経済社

馬田哲次（2012a）『看護労働改善のために』全大教時報 Vol.36, No.1

馬田哲次（2012b）『安全・安心の医療を目指して』全大教時報 Vol.36, No.4

馬田哲次（2014）『2025 年モデルを考える』全大教時報 Vol.38, No.4

今野晴貴（2013）『日本の「労働」はなぜ違法がまかり通るのか？』星海社新書

佐藤優（2016）『資本主義の極意　明治維新から世界恐慌へ』NHK 出版新書

日本医療労働組合連合会（2014）『2014 年度版　女性の権利ノート』日本医療労働組合連合会

全大教（全国大学高専教職員組合）（2016）「国立大学病院看護労働実態調査中間報告」全大教

【参考 HP・ダウンロード資料】

労働基準法

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO049.html

2016 年 6 月 30 日参照

諸外国の看護師等の数、人口対比

https://www.nurse.or.jp/home/statistics/pdf/toukei10-2016.pdf

2016 年 7 月 24 日取得

ローカル線で行く！
フーテン旅行記 9
－存亡の危機にあるローカル線
三江線 / 日高線－

岡山大学 工学部 機械工学コース 助教
大西　孝

専門は機械加工（研削）。主に円筒研削や内面研削を対象として、工作物の熱変形や弾性変形に伴う精度の悪化を防止する研究を進めている。趣味は列車を使用した旅行（47 都道府県を踏破済）。

はじめに

ローカル線といえば、新幹線や特急列車が多く走る幹線、大都市の通勤路線と比べるとあまり乗客が多くない路線と思う方が多いと思います。旧国鉄末期から JR 移行直後に多くの赤字ローカル線が廃止され、その後 20 年ほどは、目立った路線の廃止はありませんでした。ところが近年、地方では過疎化、自動車の普及が進み、さらに少子化でローカル線の主要な乗客である学生も減るなどローカル線の環境は極めて厳しくなっています。それに加えて、最近は台風や豪雨による影響を受ける路線も多く、存続が危うくなっている路線が全国にあります。今回は、その中から特に状況が厳しいと思われる 2 路線をご紹介します。

1. 究極のローカル線！三江線

ローカル線にもいろいろな路線があります。列車が 30 分から 1 時間に 1 本程度の間隔で運行される路線もあれば、1 日に数往復しか運行されない路線もあります。今回ご紹介する三江線（さんこうせん）は後者の極端な例で、最も運行本数の少ない区間では何と 1 日に 4 往復しか列車が運行されず、しかも全線を走破する列車はわずかです。広島県の三次駅と島根県の江津駅を結ぶ三江線の路線延長は 108.1km と比較的長く、車窓には江の川が寄り添いのどかな風景が味わえます。しかし島根・広島県境の過疎地域を走るため、列車の運行本数が少なく鉄道ファンの間では走破しにくい路線として有名で、そういった意味では「究極のローカル線」です。これまでは自然災害で運休になって

石見川本駅の時刻表、発着する列車の少なさがわかります。

石見川本駅で 2 時間弱の休息を取る 1 両だけのディーゼルカー。100km 余りの距離を 5 時間弱で走ります。

も地元自治体の補助を得て復旧がなされてきましたが、地元の中国新聞をはじめ多くの新聞が報じたところによると、今年の9月2日、JR西日本は2017年秋を目途に三江線を廃止する意向であると地元自治体へ伝えました。

他の路線から乗り継ぐことができ、全線の車窓を眺められる列車は三次駅9:57分発しかありません。この列車は江津行きではなく、途中の石見川本（いわみかわもと）行きとして三次駅を出発し、正午過ぎに到着する石見川本で2時間近く停車した後、江津行きの列車として運行されます。石見川本では、乗客全員をディーゼルカーから降車させエンジンを切ってしまい、その間に運転士は駅で休憩を取ります。そのため、三次から江津まで100km余りを走破するのに5時間もかかります。

途中の石見川本駅の遠景。山に囲まれたのどかな駅です。この写真は江の川の堤防から撮ったもので、後ろには川が流れています。

1両だけのディーゼルカーの旅ですが、江の川の美しさに退屈することはありません。青春18きっぷのシーズンには、地元の利用客よりも全線走破

車窓には江の川が寄り添い、退屈することはありません。

を目的とした旅行者が多いのも特徴です。途中で 2 時間近くも待つのはイヤだという人には、石見川本駅から石見銀山を経由して山陰本線の太田市駅まで行く路線バスもありますので、世界遺産の石見銀山を観光して日本海側へエスケープするのもよいでしょう。

川は表情を変えるので見飽きないものです。緑の中を川がゆったり流れ、それに沿って集落が点在する風景が広がります。

この列車を利用する場合は、三次で一泊するか、広島県東部の町、福山駅を 7:18 に出発する福塩（ふくえん）線の列車に乗り、途中の府中で三次行きに乗り換えて行く必要があります。さすがに「究極のローカル線」だけあって、アプローチも楽ではありませんが、それだけに全線を走破した時の達成感はひとしおです。なお、ご紹介した列車の時刻は掲載時点のものですので、ご旅行前に必ず最新の時刻表で列車の時間をご確認ください。列車本数の少ないローカル線の旅行では、列車に乗り遅れると大幅に旅程が狂ってしまうこともありますので注意が必要です。

（岡山大学職員組合　組合だより 157 号より加筆のうえ再掲）

小さな駅の 1 本だけのホーム、どことなく懐かしい風景です。この駅の名は千金（ちがね）。縁起の良い駅名です。

2. 昆布とサラブレッドの故郷！日高本線

コンビニの店頭に並ぶおにぎり、読者の皆さんがお好きな具は何でしょうか。鮭や梅干に交じって、パッケージに「日高昆布」と書いてあるものもあります。今回ご紹介する日高本線は、そんなお馴染みの食材の産地を走る北海道のローカル線です。

車窓に広がる太平洋。開け放った窓からは気持ちよい潮風が吹き込んできます。海のすぐそばを走るので、高波の影響を受けやすく、現在、日高本線は全線で運転を見合わせています。

日高本線は札幌の南、太平洋に面する工業都市、苫小牧（とまこまい）駅から太平洋沿いを南東に走り様似（さまに）駅へ至る全長146.5kmの長大なローカル線です。「本線」と名前は立派ですが、2～3時間に1本程度しか列車が走らず、終点の様似駅に到着する列車は1日にわずか7本です。沿線は最初にご紹介した昆布の名産地であるほか、競走馬の産地としても知られており、5月の観光シーズンには「優駿浪漫」という、いかにも競馬を連想させるネーミングの快速列車も札幌から直通していました。しかし海岸線を走るため高波の影響を受けやすく、2015年1月から2月にかけて発生した高波で線路わきの土砂が流出し、路線の約8割に当たる鵡川（むかわ）駅から様似駅の間が不通となりました。さらに今年8月末に北海道を襲った台風10号により、苫小牧駅から鵡川駅の区間でも通信ケーブルが損傷し、復旧のめどが立っておらず全線で列車の運行を休止しています。地元の苫小牧民報の9月2日付の報道によると、台風10号が襲来する前から不通となっていた鵡川駅から様似駅の区間では、台風10号により線路が宙づりになるなどさらに被害が拡大している模様で、復旧には多額の費用を要することが想像され、地元とJR北海道の協議に影響を与えるのは必至と指摘されています。今回の旅行記は、まだ災害で被害を受ける前の2007年に筆者が乗車

した際の記録をもとに執筆したものです。

苫小牧駅に停車している日高本線の昼間の列車は１両だけのワンマンカーです。苫小牧を出発するとしばらくの間は勇払(ゆうふつ)原野という広い草原を走り抜けます。本州では車窓に田畑のない原野が流れることは珍しく、北海道に来たことを実感する風景です。やがて苫小牧から１時間ほど走ると、太平洋が列車のすぐ横まで迫ってくるとともに、いくつかの牧場で馬が草を食べている光景も目に入ってきます。特に日高本線のほぼ中央に位置する新冠（にいかっぷ）町は、ハイセイコーやナリタブライアンといった名馬の出生地で、車窓から見える牧場の数もひときわ多くなります。

日高線の沿線にある新冠町は競走馬の産地です。列車から眺める草を食べる馬の親子。牧場の後ろには太平洋が広がっています。

終点の様似駅が近づくと、昆布を海岸で広げている様子も列車から見えます。ここが日高昆布の故郷です。

馬を眺めながら列車に乗っていると、やがて終点の様似が近づいてきました。ここで海側に目を向けると海岸には一面、昆布が広げられています。苫小牧から約３時間、列車に揺られてようやく日高昆布の産地にたどり着きました。日頃、何気なく食べている昆布で

終点の様似駅に到着。ホームが１本だけのローカル線の終点らしい駅です。ここから襟裳岬方面のバスが出ています。

すが、こんなに遠いところで生産されているんだと認識すると、コンビニのおにぎりがありがたいものに思え、不思議なものです。

終点の様似駅からは、さらにバスで約１時間、足を延ばすと襟裳（えりも）岬へ着きます。岬からは太平洋を一望できる他、季節によってはアザラシが岩の上で休んでいる様子も見ることができます。

様似駅からバスを使って１時間程度で襟裳岬へ着きます。展望台から望んだ太平洋。眼前に水平線が広がっています。岬は風が強く重ね着していくことをお勧めします。

日高本線は、列車本数が少なく利用しにくい面もありますが、一方で北海道らしさを満喫できる魅力的な路線です。北海道の旅行はレンタカーが一般的な交通手段かもしれませんが、ローカル線を使った旅はいかがでしょうか。雄大な北海道の自然や産物を車窓からじっくりと眺めることができます。

（岡山大学職員組合　組合だより 162 号より加筆のうえ再掲）

おわりに

地方創成というスローガンが聞こえてきますが、過疎に悩む地方の現状は厳しいものです。特にローカル線を旅していると、乗客の多くは高齢者と通学の学生だけで、昼間の列車は空席だらけというのを目の当たりにすることがしばしばです。また、ここ 15 年ほど、地方のローカル線の運行本数は目に見えて減らされてきています。JR も民間企業である以上、採算の取れないローカル線でいつまでも列車を走らせるわけにはいきません。地方の交通をどのように守っていくのか、鉄道だけでなく路線バスも含めて今一度、再検討が必要な時期になっているのかもしれません。今回の 2 路線の存廃問題は、そういった厳しい現実を突きつけています。

原稿募集

全大教時報編集部では、各大学・高専・大学共同利用機関の具体的な動き、取り組みなど多方面からの原稿を募集しております。下記投稿要領によって、積極的にお寄せください。

✣投稿要領

❍文体　自由

❍字数　本文については、以下を基準とします。

２頁　2000 字　　４頁　4000 字

５頁　5000 字　　６頁　6000 字

❍原稿締切　毎奇数月・15 日

❍掲載　投稿の翌月号（但し、投稿が多数の場合は次号）

❍謝礼　規程により謝礼（図書カード）を進呈します。

❍その他

①投稿原稿は返却いたしません。

②投稿にあたっては、標題、投稿者氏名、所属大学・高専、又は機関名の明記をお願いしております。

全大教時報

第 40 巻 4 号　2016 年 10 月
（大学調査時報・大学部時報通算 217 号）

編集･発行　全国大学高専教職員組合　電話（03）3844 － 1671

〒 110 － 0015　東京都台東区東上野 6 － 1 － 7　MSK ビル 7 階

第 39 巻 6 号（2016 年 2 月）までについて、冊子の購入ができます（一冊 500 円）ので、ご希望の方は事務局へお問い合わせください。

郵便振替口座　00170-6-18892

全国大学高専教職員組合

Faculty and Staff Union of Japanese Universities